

議員全員協議会

日 時	令和元年 6月24日 (月) 開会中	8時56分 開会 12時02分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	議長 16番 太田佳晴 副議長 15番 鈴木千津子	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝 3番 原口康之
	4番 吉田富士雄	5番 平口朋彦 6番 藤野 守
	7番 大井俊彦	8番 名波喜久 9番 植田博巳
	10番 村田博英	11番 良知義廣 12番 澤田隆弘
	13番 中野康子	14番 大石和央
欠席議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 大塚康裕 書記 北原 大輔	
説 明 員	市長、副市長、教育長、政策理事兼企画政策部長、総務部長、政策監 防災監、防災課長、原子力防災係長、教育文化部長、社会教育課長 社会教育係長	
傍 聴		

署名 _____ 議長

開会の宣告

○議長（太田佳晴君）

皆さんおはようございます。定刻より若干早いですけれども、皆さんお集まりですので、ただいまより議員全員協議会を開会したいと思います。

本会議開会中の大変お忙しい中ですが、お集まりいただきましてありがとうございます。

2 市長報告

○議長（太田佳晴君）

最初に市長からの報告をお願いします。

市長。

○市長（杉本基久雄）

おはようございます。きょうは議会開会中ではございますが、2件の報告事項、中部電力株式会社の株主総会提出議案に対する対応、そして牧之原市立図書館基本計画（案）について、この2件を報告事項としてお願いしているところでございます。

その前に少し近況をお伝えさせていただきたいと思います。

資料を1枚めくっていただいて、添付がございます。県外自治体との災害時の相互支援を約束と。これは千葉テレビのホームページの記事をコピーしたものでございますが、先週20日に、千葉県山武市と災害時の相互支援協定を締結させていただいたところでございます。

今回のこの協定につきましては、裏面にございますように11番目の、県外自治体との災害時の応援協定の締結につきましては、11番目となります協定の締結でございます。

今回のこの協定につきましては、山武市さんのほうから牧之原市に対して協定の締結のお声かけがあったということでございます。山武市さんですと、全国で3番目の支援協定都市ということであるというふうに伺っております。

そうした中で、我々の牧之原を選んでいただいた理由は、これまでの津波防災まちづくり、あるいは防災の行政にすぐれているという解釈をいただいたということで、勉強させてもらいたいという意味でお声がけいただいたんですが、我々としても、今回、この山武市におかれては、我々のところは南海トラフの巨大地震が想定されているわけですが、千葉の九十九里浜ということで、日本海溝なんですね。ですから、そうしたことで震源域も異なるということから、どちらかがそういった大きな震災に陥っても、同時に起こる可能性は少ないだろうという意味からしても非常に効果的であるということ判断して、協定の締結を結ばせていただいたところでございます。

そしてもう一つは、その後、その中の話でいろいろさせていただきましたが、この山武市の松

下市長、4月にもぜひ牧之原市の状況を見ておきたいということで、津波の避難施設とか、あるいは観光名所等もご案内をさせてもらったところですが、今後引き続いて文化、観光、経済の交流も行っていきたいというようなお話をいただいたところですが、裏の地図を見ていただきますと、山武市の状況であります、面積は146.77平方キロ、人口が5万2,000人ということで、ほぼ牧之原市と、面積的にも人口的にもほぼ同じであるということと、海岸線を8キロ持っている、そして成田空港まで10キロから30キロということですので、今、富士山静岡空港が国内線の就航先の空港として、成田ということも視野に入れていきますので、仮に成田に就航するとなれば、1時間以内にお互い行き来ができると、そういう都市になるということも含めて、大いに効果がある支援先であるというふうに思っておりますので、お互いの災害時には十分支援が可能であるということから締結させていただきましたということでもありますので、報告させていただきます。

そして、その翌日なんです、来年、オリンピックが、これは資料ございません。新たな種目としてサーフィン競技が採択をされたわけですが、千葉県一宮町まで、50分くらい、車で行ける場所なんです、そういったことで、せっかく出かけたものですから、千葉県一宮町も訪問させていただいて、馬淵町長にも直接お会いさせていただいて、対応をいただきました。

そこでいろいろな話をさせてもらいましたが、とにかく組織委員会の非常に規制といいますか、厳しくて、なかなか町と組織委員会、あるいはオリンピックに向けたいろんな交流事業をやりたいと思っていたんだけど、なかなかそういったことができないというジレンマに陥っているということで、オリンピック効果というのはなかなか今出し切れていないというのが一番頭が痛いところだというふうに言っていました。

いろんな、ロゴを使うとか、例えばQRコードを使って云々とか、あるいは市民と一体となったイベントをやりたかというの、なかなかできないというのと、それからプレ大会を来月やるようなことを伺っていましたが、これも一切公表するなというようなことらしくて、非常に困惑している状況。あるいは、背後地に十数ヘクタールという保安林があるわけですが、そこを活用していろんなことをやろうと思っていたんだけど、その保安林の解除、あるいは利用が、なかなか林野庁、県の農林サイドといいますか林野サイドと、調整がなかなかできなくて、やっと4ヘクタール仮に利用できるようになったんだけど、その調整に1年半かかったとか、苦労話をたくさん伺ってまいりました。

そういったことではありますが、しかしながら、若いサーファーの人たちの移住があったり、あるいは東京圏から1時間というようなこともあって、人口は今1万2,000人ほどなんです、微増であるということと、オリンピックの開催地ということもあって、それをレガシーとして、これから市内の観光が点であるのを、沿岸部や、あるいは中流域といいますか、あるいは里山も含めた、周回ができるような観光ルートの開発をして、レガシーとしてインバウンドに取り組みたいというようなお話を伺ってまいりました。

そしてやはり沿岸部でございますので、防災対策がまだまだできていないというようなことが

ございまして、ぜひともまた牧之原市のほうへみえて、牧之原市の防災施設を見に来たいというようなこともございましたので、サーフィンあるいは防災ということで、こちらについても今後引き続き文化や観光、あるいは経済交流をしていこうというようなこととお話をさせていただいたところでございます。

それでは、早速でございますが、きょうの報告案件、中部電力株式会社に対する株主総会の提出議案に対する対応についてということでございますが、担当課のほうから報告させていただきます。

○議長（太田佳晴君）

防災課長。

○防災課長（桑田浩之君）

防災課からよろしくお願いたします。

中部電力さんの株主総会への提出議案に対する対応ということで、ご報告させていただきます。

中部電力の株主総会が、今月の26日の水曜日に実施されるということで、会社提案と、そして株主提案がございましたので、そちらのほうにその対応ということで、うちのほうは1,193株、牧之原市は持っておりますので、その議決権、権利を行使するというので、こちらのほうの対応をさせていただいたものになります。

会社提案の1号から6号議案につきましては賛成ということで回答させていただいて、株主提案でございます7号から9号までの3議案につきましては白紙ということで対応させていただいたものでございます。

内容につきましては、7号議案につきましては、取締役の責任免除ということで書いてございまして、ただし書き以降を今回追加をしてはどうかという株主提案がございました。

原発の事故については、任務を行ったことにより生じた損害賠償責任については除くということで、その責任の所在をしっかりとというような形の内容でございすけれども、会社法に基づいてのものでございすので、当然、組織としてはしっかりと原子力災害のないように対応していただきたいという市の思いでございすけれども、会社法に基づくものでございすので、会社の取締役会に一任ということで、白票ということでさせていただくものでございす。

8号議案につきましては、脱原子力発電ということで、本会社は再稼働の見込みのない浜岡原子力発電所を廃止し、他社の原子力発電に関する出資、債務保証を中止するというのでございす。

原子力発電については、国の責任において決定をして、廃止措置等については国が責任を持って最終的に方針を示し判断すべきこととございすけれども、会社としてこの浜岡原子力発電所が非常に発電していないのに経費等がかかるということでの廃止、そして、出資、債務保証を中止するというような内容でございすので、経営方針に係るものでございすので、会社の取締役会に一任ということで、白票ということでさせていただいたものでございす。

9号議案につきましては、使用済み燃料及び高レベル放射性廃棄物ということで、本会社は廃

止先が確定していない使用済み燃料及び高レベル放射性廃棄物の排出を禁止するという一方で、排出をということですので、稼働等のないようにということだと思われかもしれませんが、こちらの使用済み燃料及び高レベル放射性廃棄物については、国のエネルギー政策によるものでありまして、国が責任を持って最終的に方針を示し、判断すべきことであるということと考えておりますので、白票ということで行使させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

質問のほうは後ほど一括してということをお願いします。

それでは、この件、よろしいですか。申しわけないです。

この件、質問ありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、以上はこの件は報告終わりとします。

次に、牧之原市立図書館基本計画（案）について、準備ができれば報告をお願いします。

市長。

○市長（杉本基久雄）

それでは2点目の牧之原市図書館の基本計画（案）についてでございますが、教育文化部のほうから報告をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（太田佳晴君）

社会教育課長。

○社会教育課長（永野智芳君）

それでは、今回提出をさせていただいております計画資料の説明に入らせていただく前に、以前、議会のほうから、計画書等の説明を常任委員会等で説明される場合は、事前に配付をしていただくようにということの申し入れがなされていたということでもあります。

すみません、今回、昨年から図書館協議会並びに社会教育委員会委員等からも意見をいただくということ、昨年から今月に入っても最終的な案を詰めるというところあたりまで行っていたものですから、事前に配付することができず、今回、当日お渡しするということになりましたということをおわび、先に申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは説明のほうに入らせていただきたいと思います。

教育委員会では、図書館事業の全般拡充に向けて、図書館協議会などから意見をいただきながら、今回の計画の案を検討してきたところであります。今回、最終案がまとまり、今後、市民参加条例に基づくパブリックコメントを実施するところまで整いましたので、今回、会議をかりて、その内容の概要等を説明させていただくということで、今回お願いしたいというものであります。

それでは、お手元の資料で、ホチキスどめの厚い、牧之原市立図書館基本計画（案）がありま

すが、これとは別に、今回、その概要並びに今後実施する予定でありますパブリックコメントの方法等をまとめましたペーパーがございますので、そちらのほうで本日は説明させていただければと思います。よろしく申し上げます。

まず1番、基本計画（案）の概要ですけれども、まず（1）番としまして、計画の期間ですが、令和元年度から5年度までの5年間を期間としております。

そして基本理念ですけれども、そこにありますように、図書館が市民生活を支える知の拠点であるということ。

資料や、その情報を通じて、さまざまな形で市民が出会う場として重要な役割を担うということで捉えておりますので、そこにありますように、「ささえ つくり つなぐ 牧之原市の図書館」ということで、基本理念を考えております。

そして、「ささえ つくり つなぐ」というのは、その下の基本方針に①から③までありますが、そこに関連づけております。1番としましては、暮らしを支えると。専門サービスということで、支えということをつなげています。そして2番、であいを創る交流・憩いの場ということで、つくりという言葉と関連づけております。そしてあなたと図書館をつなぐネットワークということで、つなぐということで、そういった三つの基本方針ということで考えております。

そしてその下の概念図ですけれども、この基本理念と基本方針というものが、こういった形でそれぞれ関連づけ、連携づけて、最終的にその基本理念の実現を目指すということの全体の考え方ということになります。

そして、一番下、（4）番ですが、取り組みの方向性ということで、基本方針、先ほど①から③まで申しましたが、それぞれどういった取り組みの方向性でいくのかということをもとめてあります。

①としまして、一つ目の暮らしを支える専門サービスとしましては、相良、榛原両図書館の蔵書数を開架、閉架、書庫あわせましてそれぞれ5万冊、そして移動図書館を1万冊以上を目標とするということで考えております。

そして、裏面に行ってくださいまして、平成19年に作成したものですけれども、子供読書活動推進計画の見直しを今後図っていききたい、早急に図っていききたいということです。

そして、図書館長の専任化、そして図書館職員としての資質と人員を確保するということが目指していききたいと思っております。

そして2番目としまして、であいを創る交流・憩いの場ということで、こちらは環境の整備とスペースの確保ということの観点になります。

榛原図書館につきましては、榛原文化センター内で図書館機能の充実を図る。

そして相良図書館は、民間の空き施設の活用も含めて検討を進める。ただし、その整備する場所につきましては、図書館へのアクセス等の利便性も考慮して検討を進めますよということです。

そして③ですが、あなたと図書館をつなぐネットワークとしまして、こちらは図書館のオンラインシステムを導入するということが、県立中央図書館の横断検索に参加しまして、県内の他の

各図書館との連携を図っていきたいということの内容になります。

そして、大きい2番としまして、今後のスケジュールと書かせていただいておりますが、市民参加条例にのっとりまして、パブリックコメントを実施したいということで考えております。

期間としましては、7月1日から7月31日までの31日間。

そして、周知の方法としましては、そこにありますように、市のホームページ、あるいはフェイスブック等、そして定例の記者懇談会での説明等を含んでの、要は情報発信をしていくと。そして、市役所両庁舎、あるいは区の公民館、コミュニティセンター、そういったところへパブリックコメントを実施している旨のポスターを掲示して、周知をし、案内をしたいと。そして図書館ボランティアの方へも、直接、この計画（案）をつくりました、そしてパブリックコメントを実施していますよということの案内をさせていただきたいと思っております。

そして、計画（案）を実際に閲覧できる場所ですけれども、そこにありますように、市のホームページは当然ですけれども、社会教育課の課内、そして榛原文化センター、相良、榛原の両図書館、そして両庁舎にあります情報公開コーナー、そちらのほうで閲覧できるような体制を整えたいと思っております。

応募資格としましては、市内に居住、通勤、通学する者と。②としまして、市内に事務所、事業所を有する個人、あるいはその法人。③としましては、それ以外に掲げるもののほか、対象となっている事案に利害関係を有する者という、こういった方々に対しての意見の提出ということで考えております。

本パブリックコメントを終了したその後ですけれども、市のホームページでその結果については掲載をし、公表したいということで考えております。

説明については以上となります。

○議長（太田佳晴君）

報告は終わりました。この件に関して質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

基本計画のほうもざっと読ませていただいて、この牧之原市が目指す図書館というのが、ただの無料の貸し館業務をやるのではないというのがよくわかって、とてもよかったと思うんですが、このペーパーのほうの裏面の（4）応募資格の③をあえて入れたのは、こういった方を想定されておりますか。

○議長（太田佳晴君）

社会教育課長。

○社会教育課長（永野智芳君）

市外に住んでいらっしゃる方でも、図書館のボランティアにあるいは参加している方がいらっしゃるかもしれないだろうということと、あとは、図書館の寄贈であるとか、そういったことで牧之原

市の図書館事業に対して日ごろからご協力をいただいている方、そういった方からもご意見書をいただければなということ、あえて③を入れさせていただいてあります。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それではこの件は以上とします。

報告のほうは終わりました。総括的な質問がありましたらお願いします。

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

市長等いらっしゃいますから少しお伺いしたいと思います。

高台開発プロジェクトですが、6月の議会の行政報告でも市長のふれている部分がありました。推進協議会とか、新しい組織ができ上がったり、そういった情報というか、耳にしているんですけども、大和ハウス工業さんの動きとかそういったものが余り聞こえてこないし、成果もまだ余りないのかなというふうに思っております。

大和ハウス工業さんに関しては、少し詐欺的なことでしたか、それとか不正も一部あって、そういったことも影響しているのかどうか、その辺も含めて、最近の高台開発の動きについて、今お話しできる部分があればお願いしたいなと思います。

○議長（太田佳晴君）

市長。

○市長（杉本基久雄）

高台開発の関係につきましては、基本的には本年度中に土地区画整理組合を立ち上げる、地権者からの同意を取得する、そして3月に農地転用の同意といたしますか、これを牧之原畑総の土地改良区の総代会に諮るというところまでが、今年度目指しているところでありまして、そして令和2年度に事業着手ということで進めているところでもあります。

大和ハウス工業の状況ということではありますが、現在、大和ハウス工業が最終的に社内決裁を上げて協定の本締結に向けての内部作業を進めているというふうに伺っております。そういう中で、最大の今、大和ハウス工業内でのやりとりというのは、商業施設について、なかなか大和ハウス工業さんのほうがこれまでの実績が余りないという中で、商業施設の誘致について、内部で少し調整するのに時間がかかっている。

そういう中で、我々は県内の三島市にあるシードさんというところとも委託をして、そういった商業施設の進出に対するご支援もいただいておりますので、そういった三者の調整をする中で、早期に商業施設についても、具体的な進出者を決めた上で、あるいは候補者を選定する中で、本協定の締結に進めていただきたいということで、今、最終調整に入っているところというふうに伺っております。

そして、今回、大和ハウス工業さんのほうのいろんな不正問題が出ておりますが、それと今回の高台開発の本協定が若干おくれておりますが、その関係については、現状では影響はないというふうに伺っております。

○議長（太田佳晴君）

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

それでは確認なんですけれども、現状、特に具体的な誘致の話というものはないということですのでよろしいですか。

○議長（太田佳晴君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄）

具体的な誘致というのは商業施設についてということでございましょうか。あの23ヘクタールの中で、当初大和ハウス工業さんからいただいているご提案というのは、2分の1が物流関係です。それについてはいや応なしでも企業はくっついてくるということで、そこは大和さんが一番得意としている分野ですから、全く問題ないというふうに伺っております。

それからあと、1ヘクタールぐらいを公共施設用地として活用する考えがあるわけですが、これについても市の意向をお伝えさせていただいておりますので、あと残りは商業施設をどのように捉えるか。我々とする、開発を進める中で、同時並行でそうした企業誘致も進めていただいと、とにかく事業着手をするということを進めていただきたいということで調整しているところでございます。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それではないようですので、以上で市長報告を終わります。

3 議長・関係議員・委員会報告 (1) 会議等の結果

○議長（太田佳晴君）

それでは続きまして、3番の議長・関係議員・委員会報告に移りたいと思いますけれども、(1)の会議等の結果について、まず私が関係する会議のほうから報告をさせていただきます。

5月19日、静浜基地航空祭。自衛隊の静浜基地の航空祭のご案内がありましたので、副議長と二人で行ってまいりました。当日は多くの来場者でにぎわっておりまして、牧之原市も会場のブースで田沼意次公生誕300年の宣伝を行ってまいりました。

5月22日ですけれども、戦没者追悼式・慰霊祭については、多くの議員に出席していただきました。ありがとうございました。

5月25日、「青雲丸」御前崎港寄港式典ですけれども、これは若い実習生を乗船させて、世界の各地で訓練公開を行っております5,000トンの大型練習船でありまして、今回は御前崎港の沖を1時間程度乗船体験をさせていただきました。出席した議員の皆さんはお疲れさまでした。

5月の同じく25日、榛原地区の氏子会の総会ですけれども、榛原地区各地の神社の総代の皆さんが、榛原の服織田神社に集まりまして、氏子総会ということでご案内がありました。平成30年度の事業報告、収支決算、また令和元年度の事業計画、収支予算等について協議しまして、来賓としましては、市長、地元の県議、私が出席し、挨拶をさせていただきました。

5月28日は、後期高齢者医療後期連合議会の例月出納検査で、4月分の現金出納検査を行いまして、適正に処理されていることを確認いたしました。

5月31日ですけれども、御前崎港の整備促進期成同盟会の総会が午前中ありました。平成30年度の事業報告、収支決算、令和元年度の事業計画と収支予算案について、原案どおり承認いたしました。席上、港湾行政報告ということで、国土交通省の中部地方整備局、清水港湾事務所の木村所長さんのほうから、御前崎港の状況についてお話がありました。

その中で、今、我々、牧之原市議会と御前崎市議会が連携しまして、御前崎港の整備について推進をということで行っておりますけれども、1月に新年の挨拶を兼ねて清水の事務所を訪ねて行って、意見交換を行いました。その件について、非常にそういった取り組みをやっている議会はないということで、所長のほうからも評価いただきました。やはりこういった動きが港湾の整備にもつながっていくというようなことで、今後とも積極的に進めていくべきだなということを確認いたしました。

5月31日ですけれども、地方議会の議長連絡協議会の定期総会がありました。静岡のホテルセンチュリーで、県内の市町の議会正副議長が一堂に集まりまして、平成30年度の事業報告、歳入歳出決算、令和元年度の事業計画と歳入歳出の予算案を審議しまして、原案どおり承認いたしました。

その後、政策研修策としまして、これからの時代のマネジメントリーダーシップというテーマで、元東レ株式会社の取締役であります佐々木恒夫さんから講演をいただきました。

6月4日は、静岡空港の開港10周年記念式典で、平成21年6月4日に開港しました静岡空港が、満10周年を迎えましての式典です。主催者である静岡県知事、富士山静岡空港の社長、また来賓としては県議会の副議長、三菱地所、東急電鉄の社長、また周辺市町の首長、議会議長、地元関係者、ほか多くの出席者のもとで開催されました。

内容ですけれども、特に開港以来の功労者への感謝状の贈呈ということで、航空会社が8社、観光会社が7社、多く利用しました多頻度利用団体7団体の表彰が行われました。7団体の中には、学校としましては藤枝東、掛川東、常葉橘、この3者が含まれておりました。また、空港への利用者の輸送貢献をしましたタクシー会社12社も表彰されました。

その後、開港10周年のくす玉開きをもって閉会をいたしました。

6月4日、午後ですけれども、浜岡原子力発電所の安全対策協議会。いわゆる4市対協ですけ

れども、平成30年度の事業報告、収支決算、令和元年度の事業計画、収支予算。それと役員改選、これらを原案どおり承認しまして、その後、浜岡原子力発電所の状況について、中部電力より報告がございました。

6月7日、牧之原市体育協会の総会ですけれども、副議長とともに出席させていただきました、平成30年度の事業報告、収支決算報告、令和元年度の事業計画、予算書、役員改正について、これら原案どおり承認をいたしました。

また、体育協会の表彰としまして、協議会柔道部の代表の今村さん、ソフトボール代表の内藤さん、また、昨年3月も、6月9日に全日本のインディアカトーナメントで女子の部の優勝をしました牧之原市の相良地区のメンバーが中心のようですけれども、将軍というグループが優秀団体賞ということで表彰されました。

6月11日ですけれども、全国市議会議長会の第95回の定期総会がありまして、事務局長とともに出席してまいりました。当日は安倍総理、衆参両院議長、また総務大臣等の来賓が出席のもとに開催されまして、平成29年4月から平成30年3月までの決算関係、また、平成31年4月1日から令和2年3月までの予算等の審議をしまして、全て原案どおり承認されました。

今回、2年の任期ということで、今までの北海道の札幌市議会の山田会長から、大分県の大分市議会の野尻会長に会長のバトンが渡されました。この席上、議員の15年表彰ということで、うちの議会では大石和央議員が15年の勤続表彰をされました。ここで改めてお祝い申し上げます。おめでとうございます。賞状は既にお渡ししてありますけど、せんだって議場で東海の表彰をしましたので、全国の表彰は報告だけとさせていただきます。お願いします。

6月14日ですけれども、中国ナショナルサーフィンチームのさよならパーティーがございました。ちょうど1カ月前の5月14日にはお迎いのパーティーを行い、たくさんの議員の皆さんに出席いただいたんですけれども、1カ月の合宿を終わりました、先日無事帰っていきました。牧之原市のおもてなしに大変感謝しまして、喜んでおり、またそういったことも議会の後押しがあるからということで、リーダーのシュウさんも大変喜んでおりました。

6月23日、昨日ですけれども、シルバー人材センターの定期総会がありまして、日曜日にもかかわらず史料館いっぱいの方が集まりまして、定時総会が開かれました。30年度の事業報告と、会計収支決算が行われました。先立ちまして、本杉理事長、また後藤、原口さん、両理事の表彰が行われまして、あと、53名の方の5年以上でなおかつ70歳以上、そして昨年60日以上働いてもらったという方の表彰も行われました。

そこで理事長の報告なんですけれども、現在、会員数が583名、昨年度に比較しまして11名減ったそうなんですけれども、そういった中で、事業実績は3億5,338万円ということで、3期連続で最高を記録しているそうです。そのくらい今、職業ニーズがあるということだと思っておりますけれども、大変仕事が多くて、労働者不足ということで、できれば紹介のほうを、ぜひしていただきたいということで要望もございましたので、また周りの方がシルバーに入っていただけの人がいまいたら、ぜひとも議会のほうからもお世話をしてやっていただきたいなど、そんなふうに思

います。

それともう一点、5月17日に始まりまして、6月1日まで6回の議会報告会が行われました。当然ですけれども、市民の皆様から大変厳しい意見もありますけれども、それをしっかりと議会として受けとめて、それを反省し、また次回につなげていくことが大切だと思っておりますので、また今回の市民の皆様の見解をもとに議会としてもしっかりと取り組んでいていただきたいと、そんなふうに思います。

私からの報告は以上です。

それでは順番にお願いします。

副議長。

○15番（鈴木千津子君）

5月23日ですけれども、浜岡原子力発電所安全協議会の監査をいたしました。これは掛川市の副議長とともに今回一応2名で監査いたしました。諸帳簿、それから内容と、一応全部監査しましたが、全てきれいに、きちんと掲載されておりました。一応報告いたします。

それと、5月28日ですけれども、東遠議員フォーラムの打ち合わせを4市で、菊川、御前崎、掛川、牧之原と4市で行いました。それにつきましては、その後の（5）番のその他のところでもう少し詳しく報告いたします。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

中野議員。

○13番（中野康子君）

5月27日、例月現金出納検査がありました。適正に処理をされておりました。

それと6月11日、指定管理団体監査も行いました。ことしは温泉会館の監査でございました。現在、支配人がいないということをお聞きしておりましたので、全てを管理する立場の方がいないということに対して、どのようになっているかということをお聞きいたしましたら、人事異動でいないということですが、随分それが長いので、当初かかわった方が今、月に何回かみえて、その部分をしっかりと行っているというお返事でもございました。

監査の意見はまた後ほど出てまいりますので、それをごらんいただければと思います。

以上でございます。

○議長（太田佳晴君）

村田議員。

○10番（村田博英君）

5月28日、榛原総合病院の出納検査を行いました。一般会計と収支予算書、それから事業会計、資金収支表、現金保管状況、全て問題ございませんでした。

欠員でありました吉田町の主監査委員ですが、正式に決まったということで、今月の臨時議会にて承認を得るということで、今月の監査から入るということでございます。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (2) 議会運営委員会

○議長（太田佳晴君）

それでは、(2)の議会運営委員会の報告をお願いします。

委員長、お願いします。

○14番（大石和央君）

議会運営委員会です。上から5月23日ということで、既に6月定例会の日程で終了していますので、これは省きます。

その下のところで、一番最後のところで、静岡県後期高齢者医療広域連合議会委員選挙ということで、このときにはまだ選挙になるかどうかわかりませんでした。選挙になるということで、これはその他のところでまた報告があるかと思いますので、お願いいたします。

次に、政策立案推進部会ということで、議員報酬等に関する条例ということで、議運の中で説明と、それから意見交換をしております。そうしたことから、これは協議事項になっていますので、そこで詳細で報告と検討ということになるとは思いますが、お願いします。

それから、陳情書です。これは資料、いろいろそのほかにも出てきているので、一括して説明はいたしませんけれども、全て郵送によるものでありますので、資料配付ということにいたしました。

それから(エ)として、議会の委任による専決処分ということで、これも検討したということです。

5月24日ですけれども、これも6月定例会のもので、省略いたします。

それから6月3日に関して、これも最終的に議会の委任による専決処分についてということについては、もう既に皆さんと協議をして決めておりますので、これも省きますので、ここの部分、全て省略いたします。

それから、6月18日であります。(ア)として、7月の臨時会についてということで、これは資料がお手元にありますので、ご確認をしていただきたいと思えます。臨時議会、議案第38号と39号ですね。2件ということであります。

そしてその次の資料、臨時会のスケジュールということでもあります。これにつきまして、6月の最終日、本会議の最終日の後、議案の説明があります。そして、7月になりまして、11日に議案の配付が行われて、12日に臨時議会ということのスケジュールとなっていますので、お願いいたします。

それから、陳情書の取り扱いは資料配付ということで、その他、(ウ)ということでもありますけれども、オフサイトセンター視察ということで、これもその他のところで説明がありますけれども、8月16日、金曜日、午後1時半からということで決まりましたので、お願いいたします。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (3) 総務建設委員会

○議長（太田佳晴君）

続きまして、総務建設委員会委員長、お願いします。

○8番（名波喜久君）

総務建設委員会です。

総務建設委員会としまして、県外視察ということで、7月8日から10日、月、火、水ですけれども、2泊3日で滋賀、それから京都方面へ行くような予定で今進んでおります。

それともう一つですけれども、主要農産物種子法の廃止に伴う要望書、これが提出されていて、この資料の中に1枚、A4の紙が要望書がありますけれども、ちょっと確認願いたいと思います。

これは主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書ということで陳情が出されております。これは、先月、5月17日の全協で、総務建設委員会に付託されました。それで協議、検討していました。これは平成30年、去年の4月、種子法が廃止されたということで、それに対する陳情であります。

これについては県としても廃止に伴って、種子生産として原種及び原々種の生産に取り組むこととして、各市町団体に採取事業を継続して実施する意思を示している、通知しているということでもあります。

これに対して、要望書、こちらとしましては、総務建設委員会としての対応でありますけれども、県が現状において種子の関係で万全を期していますが、生産者や関係者に不安の声があれば今後意見を聞く中で、条例制定の必要の有無を検討していきたいと、そういう対応を考えているようであります。

そんなこともありまして、当総務建設委員会としても、安全安心、これを得るために、意見書ではなく要望という形で検討してまいりました。そして、総務建設委員会として、別紙によって主要農作物種子法の廃止に伴う要望書として対応し、県に対して提出していきたいと、そういうふうにご決定しましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

内容については事務局のほうから。いいですか。

○議長（太田佳晴君）

朗読をしてください。

係長。

○事務局書記（大塚康裕君）

それでは朗読させていただきます。

「長年、わが国の稲、麦、大豆の種子の国内自給の確保と食料の安全保証に貢献してきた主要農作物種子法は、平成30年4月1日に廃止されたことにより、今後、種子価格の高騰や特定事業者による種子独占、品質低下などを招くことが懸念されています。

種子法の廃止に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内需給及び食料安全保障に貢献してきたことから、優良な種子の流通確保や、都道府県が引き続き種子生産等に取り組むための財政措置等に万全を期すことを求める附帯決議がなされており、静岡県においては、種子法廃止後も採取事業を継続して実施する意思を示すため、「静岡県における稲、麦類及び大豆の種子の取扱いについて」を確定していると理解をしているところであります。

今回、本市議会においても、種子法廃止に伴う県条例を制定する意見書の提出を求める陳情書が提出されたため、令和元年6月定例会において付託された総務建設常任委員会で調査及び研究の上、慎重なる審議を行いました。

現在、静岡県では、国の通知や指導のもと、生産者に不安が生じることのないよう対応に努めていただいているところですが、今後の影響についても注視していく必要がある旨の意見が出されました。

このようなことから、静岡県においては、主食の安全及び安心のため、県が主体となり、引き続き稲や麦等の種子の安定供給に取り組み、生産者や消費者の不安を払拭することに努めていただくよう要望いたします。」

以上です。

○8番（名波喜久君）

今、要望書につきまして、事務局のほうから全部読んでいただきました。こういうことで、要望という格好で出していきたいということで総務で決定しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 議長・関係議員・委員会報告 (4) 文教厚生委員会

○議長（太田佳晴君）

続きまして、文教厚生委員会委員長、お願ひします。

○7番（大井俊彦君）

文教厚生委員会です。

6月11日に、市内小学校の栄養士さん、それから保育士さん、幼稚園の先生方と市民会議を行いました。テーマは子供たちの健康ということでございます。

6月21日には、保育園施設マネジメントということで、当局のほうと意見交換を行いました。

それから、視察研修ですけれども、日程は7月30日、8月1日、2日で行います。

視察先につきましては、新潟県の見附市、それから山形県の鶴岡市、福島県の伊達市ということで、主な研修テーマにつきましては、保健師さんの地区担当制導入についてということをやテーマとして視察研修を実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（太田佳晴君）

視察日程が少し、31日からですか。

○7番（大井俊彦君）

すみません。30日、31日、1日でした。間違えました。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長（太田佳晴君）

次に、議会広報特別委員会委員長、お願いします。

○6番（藤野 守君）

議会広報特別委員会、一度会議をもって、56号ですが、今度、次回のほうが56号ですが、その構成と、それから編集スケジュールを決定したところであります。

少しお願いなんですけど、既にお配りしている原稿依頼ですが、留意事項としてお願いをしてあるんですけども、原稿は議場での質疑内容、答弁内容と相違ないように記入を、原稿作成をお願いしたいと思います。議事録は、この原稿を提出する前にできます。完全のものでなくて、未定稿の原稿にしても出ておりますので、それをよく見ていただいて、原稿の作成をお願いしたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

○議長（太田佳晴君）

続きまして、議会改革特別委員会委員長、お願いします。

○15番（鈴木千津子君）

議会改革特別委員会です。

5月はありませんでしたけれども、6月27日、本会議の最終日になりますけれども、4月からの続きということで要綱の改正等を行いたいと思いますので、どうぞ皆さん、またよろしく願いたいと思います。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (7) 政策立案推進部会

○議長（太田佳晴君）

政策立案推進部会部会長、お願いします。

○13番（中野康子君）

政策立案推進部会につきましては、議会の政策立案機能を高め、政策立案する議会を目指すために、6名で構成される専門部会の下に二つのワーキンググループを設けまして、各ワーキンググループがそれぞれ条例制定に向けた取り組みを進めてまいりました。

このうちワーキンググループ2につきましては、議員が病気等により長期間にわたり本会議や会議等を欠席した場合、現行の条例では議員報酬を減額する規定などは設けられていないため、報酬の減額を含めた必要な事項を規定し、新たに条例を制定しようと検討を重ねてまいりました。

協議事項の部分のことだけ申し上げます。申しわけありませんでした。

牧之原市議会の議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例を、資料別紙にございますけれども、その辺を後ほど説明させていただきます。

○議長（太田佳晴君）

各委員会、部会のほうの報告は終わりました。今の報告について質問がありましたらお願いします。

平口委員。

○5番（平口朋彦君）

総務建設委員会さんの要望書の件なんですけど、こちらは協議事項に入っていないので、このまま要望書（案）ということで行くということだと思えます。内容に関しては全く私もそのとおりだなとは思いますが、表現として、ちょっと事務局にお聞きしたいんですけれども、まずこれ、提出先が入っていないんですが、下のほうに、これ、よくよく読むと静岡県に対してということなので、静岡県知事と下のほうに入ってくるのかということが1点。

あと、こういう要望書に関して、総務建設常任委員会と、常任委員会名が入っているんですね。この総務建設常任委員会で調査、研究して慎重な審議を行ったと。普通こういう要望書って絶対に慎重な審議をするのはもう当然なんですけど、あえてこうやって常任委員会の名前を出すことというのが通常あり得るのかどうか。

もう一つ。ちょっと細かいんですが、下から4行目に、今後の影響についても注視していく必要がある旨の意見が出されましたと、これは恐らくですけれども、委員皆さんから出てきた意見だと思うんですが、これがもし委員皆さんから出てきた意見であって、一般論でないのであれば、この「現在、静岡県では」という段落がありますよね。この段落って、一つの段落にしないほうがいいと思うんです。前の段落につなげないと、総務建設常任委員会から意見が出たというふうにはならないと思うんですよね。なのでこれ、段落下げをすべきではないかなと私は表現として思うんですけど。意見が出されたということ、この前の段落と結びつける意味で、一つの段落にすべきじゃないかなと思うんです。

今の三つのところについて、お聞かせいただければと思います。

○議長（太田佳晴君）

まず最初の宛名ですけれども、それは当然、静岡県知事に対してということになります。これはそれが抜けていますけど。

それと、委員会名が入っているという、これについては、総務委員長。

○8番（名波喜久君）

これは市議会として出していきたいと、そういうことです。

それから段落の関係、県が言っているのか市が言っているのかという話があるけれども、これについては読んでいって、そのままでいけばいいじゃないかと思っていますけれども。

○議長（太田佳晴君）

平口委員

○5番（平口朋彦君）

意図はわかりました。当然ここ、牧之原市議会というふうに最後に出ているので、日付の前に出ているので、市議会を出していくというのはわかるんですが、総務建設常任委員会の皆さんで審議していただいた後、我々もこれを拝見して、これでいいねということで、市議会ですべて出していきたいねというふうに合意をとるのであれば、特出しで委員会名が出るのって、こういうことって通常あり得るのかどうか。普通、こういうのが当たり前だよというんだったら、それはそれでいいんですけど、ただ単純に表現としてこういうのが一般的ですかということを事務局に聞いたかったというのがあります。

あと、三つ目の段落を分けないほうがいいんじゃないかという私の意見は、必要がある旨の意見が出されましたというものの主語がぼやける可能性があるのも、それは委員会もしくは牧之原市議会からこういう意見が出たと。一般論ではなくて市議会から出たんだよということを意味するのであれば、わざわざここで段落下げをする必要もないし、してしまうことによって主語がぼやけるのかなと思って、ちょっとお話を聞いたかったということです。

あくまでも表現上の質問なので。

○議長（太田佳晴君）

総務委員会ということを入れるかどうかということで、今言った段落の問題が関係してくると思うんですが、そういうことですね。

それで、一応委員会のほうでは、先ほど委員長が報告したとおりのことなんですけれども、どうします、もう一度、その点については、委員長。内容的には異存はないということなんですけれども、表現についてどうかなという。

○8番（名波喜久君）

もしそれに違和感があるとしたら、今後の影響についての手前のところへ、「当委員会としても今後の影響について」、ここへ「当委員会」と入れておくと、そういうことにすればつながってくると思うけれどもね。

○議長（太田佳晴君）

要は、今回、総務委員会とすると、意見書が総務委員会に提出された。それでその状況をこの要望書の中で説明する必要があるかなということだと思えます。総務委員会に提出されて、それを委員会付託して協議したという、それをもってこういう意見が出たということで、最終的には牧之原市議会ということなんですけれども、その辺の表現がどうかという平口議員の指摘なんですけれども、それについて。

○8番（名波喜久君）

今言ったような話で、「今後の影響」の手前、そこへ、はっきりさせるため、「当委員会としても今後の影響についても注視していく必要がある」というような話だね。

○議長（太田佳晴君）

「慎重なる審議を行いました」からつなげるということだよ、要は。「現在、静岡県では」という文を、ここをつなげて、委員会の中でこういった意見が出たよという表現にすべきだということですよ。

平口委員

○5番（平口朋彦君）

「慎重なる審議を行いました」の次は別の段落になっているんですけども、今、委員長がおっしゃったように、ここに主語となり得る委員会の名前がもう一度出るのであれば、別の段落でもそれは構わないと思います。ただ、この段落だけでは意見が出されたのがどういうところで意見が出されたかというのは、つながっていれば委員会ですし、つながっていなかったらわからないので、今、お話をしただけです。

○議長（太田佳晴君）

それではいいですか。一度持ち帰らせてもらって、全体的な内容は合意してもらったということで、文のつなぎについては、事務局と少し調整するというので、よろしいですか、それで。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、総務委員会に付託されました意見書については、委員会とするとそれは不採択として、そのかわりに要望書ということで、県に対しては強く、農業者の不安がないように要請していくということで、牧之原市議会の意思を示すということでお願いいたします。

それでは、ほかには質問よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは15分まで休憩とします。

〔午前 10時00分 休憩〕

〔午前 10時15分 再開〕

○議長（太田佳晴君）

それではただいまから議員全員協議会を再開いたします。

4 協議事項 (1) 牧之原市議会の議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例(案)

○議長（太田佳晴君）

4番の協議事項ですけれども、(1)番の牧之原市議会の議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例(案)について、政策立案推進部会長のほうから報告をお願いします。

○13番（中野康子君）

先ほどは失礼をいたしました。政策立案推進部会のワーキンググループ1を6月13日に行いまして、地域全体で子供を育む環境づくりに関する役割について等話し合いをいたしました。そのことを申し上げるのを忘れておりまして、失礼をいたしました。

それでは、政策立案推進部会につきまして、お話をさせていただきます。先ほど読ませていただきましたので、その後の部分でお話をさせていただきます。

これまでの検討の結果を踏まえまして、今回、政策立案推進部会として、牧之原市議会の議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例（案）を示させていただきます。

本条例（案）につきましては、既に5月に開催されました議会運営委員会において、条例の内容や条例名について議論をしていただくことを了解を得ておりますけれども、今回、議員の皆様にお示しさせていただくことにより、条例の制定を目指したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、詳細な説明につきましては、ワーキンググループ2の座長であります平口議員が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

平口委員

○5番（平口朋彦君）

まず、今回、この条例案に関しまして、皆様のお手元に配付させていただいている資料が大変多ございます。なので、まず資料について確認させていただきます。

右肩ですね、全ての資料の右肩に資料番号が入っています。資料1からまず資料5まであります。その後、この条例案に関しまして、付随して少々制定、改変をしないといけない様式があります。その様式が枚数としまして全部で4枚、まず皆様のところに行っておるかと思っております。その上で、この条例の全体像、概要をつかんでいただくために、横向きの資料3で解説文が付してありますので、解説文をもとに説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

横向きにあります、左側が、今回、案として出させていただいている条例（案）の条文（案）です。右側が解説となっております。第1条から、最終14条立てになっておりまして、全体の成り立ちとしましては、この議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例は、二つの要素で成り立っております。

要素のうちの一つ目は、一般的な長期欠席ですね。ここで後ほど用語の定義でご説明をするんですが、一般的な病気やその他事由があって欠席する場合の長期欠席についての規定と、あともう一点は、刑事事件等で、逮捕、拘留、身柄を拘束された場合についての取り決めという二つの要素があります。それぞれ条文で説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず第1条、こちらは趣旨となっております。先ほど部会長からもありましたが、この条例を制定するに当たって、目的、趣旨等がうたわれております。解説文のほう、この条例を制定する趣旨。「市議会議員は報酬という形で支給されているが、その職責を果たせない場合において支

給額が減ぜられることは民間の感覚に合致することから、規定するものである」としました。

次は用語の定義です。用語の定義が（１）から（３）までありますが、その中でも（２）ですね。（２）、こちらが、長期欠席という用語について説明しております。解説文では、本条例に記載されている用語の定義をしている。特に本条項内で使用される「長期欠席」とは、一般的な概念である欠席、長期欠席とは違い、この条例内においては90日を超えるものを長期欠席といいます。普通の民間会社だったら1週間でも1カ月でも長期欠席かもしれませんが、ことこの条例内で長期欠席というものは90日を超えるものというふうに用語の定義をさせていただきます。

めくっていただきまして、第3条。長期欠席についての届出方法が規定をしてあります。

続きまして、第4条。こちらのほうは、条文のほうに表が入ってはいるんですが、この表にあります、先ほどの90日を超えた長期欠席について、欠席期間を定義しております。90日を超えたら長期欠席ですよ。そこから減額割合を取り決めてありますので、案を示してありますので、90日から半年ですね、およそ半年となる180日以下、180日を超えて1年以下、1年以上というふうな減額割合の区分分けをさせていただいております。

第5条、議員報酬のみならず、期末手当も減額すべきであろうと、検討段階で出てきました。こちらの第5条では期末手当の減額の方法ですね、規定と適用を示させていただいております。

続きまして、第6条。ここがこの条例（案）の肝になるんですが、適用除外というものを定めております。

まず適用除外が三つ項目としてありますが、公務上の災害であれば適用除外すべきではないか。

また（２）、こちらは女性の参画、また多様な議会を目指すということで、積極的な政治参加を促すことにつながるとし、（２）女性議員の妊娠または出産にかかわるものでア、イと条文のほうで示させていただきましたが、こちらの分について減額しないという、適用除外にさせていただいております。

（３）は、その他議長が前2号の事由に準ずると認める場合とあります。これに関して、いろいろなケースが想定されると思うのですが、まず一番初めに具体的に出てきたケースというのが、女性議員が妊娠、出産、または妊娠、出産に起因する疾病が起こった場合、それは夫婦の問題であって、女性議員だけに適用されるものではないだろうと。妊娠中毒症による長期の病状の悪化等があった場合、それは男性性である旦那さんですね。いわゆるご主人も看病なり手術のつき添いというものは考えられ得るであろうということで、欠席事由からは外そうということで、（３）、具体的にはそういうケースが考えられると思います。それ以外にも、議長が準ずると認めれば適用除外にするという形で、ある意味保険、担保として（３）があります。

次、第7条。ここからが今までとはまた違う別の要素です。

議員報酬の支給停止、こちらに関して、解説文のほうで書かせていただいておりますが、「長期欠席とは別に、刑事事件によって逮捕、拘留等をされ市議会の会議等に出席できない場合において、支給停止することを規定するもの。あくまで公務が果たせない場合を指すものであり、たとえ起訴されてはいても保釈され、市議会の会議等に出席可能な場合は推定無罪の原則により、支

給を停止しない」とあります。これは長期欠席とは別なので、逮捕、拘留、身柄を拘束されている期間が90日を超える、超えないは、ここには当てはまりません。逮捕、拘留されれば支給が停止される。ただ、冤罪等ですぐ釈放されたりした場合は、さかのぼって遡及して支給していくという形になります。長期欠席という用語の定義がここには当てはまらないことを理解いただければと思います。

第8条、期末手当の支給停止について規定するもの。これも長期欠席の場合の減額と同じ考え方です。期末手当も適用すべきだろうということで、支給を停止するものを規定しました。

先ほど申しました部分が第9条に記されております。無罪とする判決及び決定がされた場合の支給について規定するものが、この第9条で示されております。

続きまして、第10条。議員報酬等の不支給ということで、第9条は無罪、冤罪だったりして無罪だった場合ですよね。こちらの第10条の場合は、今度は有罪だった場合について規定しております。有罪だった場合は議員報酬を支給しないという形がここで規定されております。

続きまして、第11条。これはあくまでも事務処理的なものになるんですが、日割りの計算方法をきちんと定めないことには運用ができないということで、第11条で日割り計算を規定しております。

第12条、こちらに関しましては、効力の適用範囲を示させていただきました。非常にちょっとわかりづらいと思われましたので、解説のほうに具体例を挙げさせていただきました。例としまして、改選を経て任期をまたいだ場合においては、前の任期の効力は引き継がれずに失することなどが想定されております。

つまり、改選前に89日の段階で選挙に突入しました。それでも病気で89日入院等をされている。でもそういう方でも市民の皆さんの付託を受けて再選される可能性はあります。再選されて、再び任期が始まって、それからでもまだ入院が継続して続いている場合も当然あり得ると思います。そういう方に関しては、では再選されて初日に会議等に出席、公務に出席できなかつたら、それが90日になるかということ、なりません。こちらはリセットをされて、改選後はまた1日目から始まるということ、それだけではありませんが、そういうことをイメージしていただければと思います。その適用範囲というのは、ぶっちゃけて言えば期間、どういう期間で適用されるのかということ、任期の中で適用されるのかということ、これを規定しました。

第13条、こちらに関しては、いろいろなケースを想定して、さまざまこの条文が単体で成り立つように議論はしてあります。想定して、盛り込める部分は全て盛り込んであります。それなので、必要がない可能性もあると思いますし、当然必要がないように条例をセットしておくべきではあるのですが、それでも疑義が生じた場合、それでもなおかつ疑義が生じた場合は、議長が議員全員協議会に諮って決定をするというふうに担保、保険の意味でついている条文になります。

具体例としましては、こんなことはあってはならないんですが、議長個人に判断を委ねてしまうと、議長なりのその議員との付度が働くことはないと思うんですが、そういったところで不透明感が出てはいけません。また、議会運営委員会に諮って決定するという意見も出ました。部会

の中では。しかし、議会運営委員会はいくまで議会の運営に関して議論をする場、協議、調整をする場なので、こういったものを議会運営委員会に投げるのはいかなものだろうということで、議員全員協議会に諮って、全ての議員の方々のご意見を聞きながら、疑義が生じた場合は運用していこうということで、第13条を設けました。

第14条、こちらに関しては、一般的なこういう条例の書式としてこういうものが設定されるのが常であり、当然この条例でもこういうふうに第14条を定めてございます。

また、資料1は今の解説文がない条例（案）本体です。

お手元に配付してあります資料2の、とりあえず一番最終ページ、12ページを見ていただきたいんですが、12ページ、最終ページをめくって、一番下ですね。12ページ、下のほうに肌色の四角の囲みがあります。こちらから下に、補足として、本条例案を成案化するに当たり、ほかの条例、牧之原市が持っているほかの条例や規則等と整合性を図る必要がありました。

そのため、整合性を図らなければならない条例等がどういったものがあるか、全てを洗い出しまして、こちらにあります1から4の条例としっかりと整合性を図って、改定、改編をしないとイケないということで、洗い出しました。

それに関しての改定する部分が、資料4、資料5、そして本日、市議会会議規則というのちゃんと改定文はあるんですが、たまたまきょう、申し合わせ事項等規則等の差しかえのものが配架されております。後からこれは事務局から話があると思うんですが、これと混同してはまずいということで、今回、あえて会議規則改定案は、皆様のところにお配りしてございませんが、ちゃんとこれも案としては文章を策定してございます。

こういう形で資料を皆さんのお手元に配付させていただきました。

あと、様式についてなんですが、様式については、最後のページ、1から4まであります。これは、この条例案がしっかりと皆様にご同意いただきまして、条例として制定された場合、必要となってくる様式をこちらにまとめたものです、1から①、②、③とあります。これは、1は現在あります欠席届を一部改定をしたいというアイデアになります。様式第1号、上に（案）とあります。こちらのほう、ちょっとお手数ですが見ていただきたいと思います。

今現在もこの様式第1号欠席届はございます。ですが、いろいろこの条例案を検討していく中で、事務局の方ともお話をしました。当牧之原市議会が採用しております様式第1号欠席届、現行のものは、地方自治法をしっかりと照らし合わせると、運用としてはちょっと曖昧な部分があるということがわかりました。といいますのも、欠席理由を自由に記載できてしまう。私事都合というものがここに記載できてしまいまして、地方自治法議員は私事都合で欠席することはできません。

そういったことから、こちらの2にあります欠席理由ですね。欠席理由、疾病、出産、出産の立ち会い、これは今回適用除外で入ってくるんですが、出産の立ち会い、育児、忌引き、災害、その他やむを得ない理由以外の欠席理由で欠席届は出せません。これは法によるものです。これをしっかりと、この様式のみでわかるように、今回改定をさせていただきたいと思います。

あくまでも、皆様にお諮りする部分でございますので、これから協議、ご質問いただければと思います。

続きまして、様式第5号、また第6号は、今回長期欠席というものの、長期欠席をして減額をしていこうというふうに決まりましたら、その長期欠席を届けるためのものが様式第5号、また長期欠席から戻ってきて復帰しましたよという届出をするものが、様式第6号になります。

これを出していただく根拠としましては、事務手続のため。要するに、起算日、計算をするための様式になります。こちらにも運用に当たりましては、こういう形の運用が想定されているというのは、きちんと検討はしてありますが、余りにも個別の具体例なので、ご質問等あったら、そのときにお答えする形にさせていただきます。

そして、もう1枚、様式番号が振られていないもので、離牧届、不在届というものを皆様にお配りしてございます。こちらに関しては、様式番号を振っていないことを、資料2の最終ページに書いてあるんですが、これは、この条例をつくる、つくらない、またこれが成案化される、されないにかかわらず、こういったものはいかがですかということで、部会、ワーキンググループ2から皆様に問いかけをするものです。この離牧届が運用されようが、されまいが、条例には関係ないをご理解いただければと思います。

なぜ、この離牧届というものをアイデアとして皆様にお示ししたかといいますと、まず、このアイデアは焼津市議会で実際に運用されているものです。焼津市議会では、離れるの後ろに焼くという漢字を書いて、離焼届と名づけて運用されているそうです。

先ほど申しました欠席届、欠席届はあくまでも公務を欠席する際に届出をしていただくもので、前もって、休む可能性がある日を届出するものでは、決してありません。

ただ、人間誰しも、私事都合もございます。例えばですよ、人間ドック等に入るという予定がある場合もあると思います。そういうときに、人間ドックに入る予約をしたから、1カ月後の、例えば25日、26日を休みますということ、今までは欠席届で出していただいております。

しかしながら、その日に公務が入っていなければ、そもそも、その欠席届を出す必要はございません。そういったものが提出されるというものが、今までの現行の欠席届の運用方法の曖昧さでございました。

そういった意味で、必ずしもこの離牧届というものを出すことによって、公務をこの日に入れないというわけではございませんが、人間誰しも、公務が入っていない日に何らかの私的な用事があることは当然だと思います。そういった意味で、所在の確認。また、スケジュールの確認ですね。事務局側が所在やスケジュールの確認をするという意味で、便宜上運用してはどうかというアイデアです。

もちろんこれは必ず、例えば牧之原を離れるときは必ず出してもらわないといけないというものでは、全くございません。ただ、例えば私が、肉親がちょっと病気で長期入院しているから一泊泊まりで関西のほうにお見舞いに行こうというときに、これを出しておけば、少なくとも事務局は、そのスケジュールを把握して、例えば委員長が臨時に委員会を開きたいと思うんだけどと

いう話を事務局にして、日程調整をしようとしたときに、そういえば離牧届出ていますけどねという話はできるのかな。もちろん、その離牧届が出ているので、委員長がその日に委員会を入れないという理由にはなりません。必要があれば、その日に委員会を開催することもあると思います。

ただ、前もってスケジュールを把握しておくということが、円滑な議事運営、議事日程の調整につながるのではないかとということで、アイデアとしてお示しをさせていただきました。これに関しましては、皆様にご協議いただいて、運用する、しないを決していただければと思います。

ざっくり、概要としては以上です。

その後、いろいろお聞きいただいて、ご説明できればと思います。

資料2にあります、13ページつづりのものは、今までの検討経過及び報告ということで、参考に皆さんにしていいただければと思ひまして、お手元に配付をしております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

ありがとうございます。ただいま、政策立案推進部会長、また座長である平口議員のほうから、牧之原市議会政策立案推進部会の条例の制定に対する取り組みについて、お話をいただきました。

今回、我々牧之原市議会が、今までの行政監視機能プラス、一番求められている政策立案機能のこれを示すために、部会としての活動を行っていただいて、こういった条例の案をつくっていただきました。

これについては、先ほど報告があったとおり、議会運営委員会のほうでは何回か提出していただき、確認はとってあります。それで、9月議会の議員発議ということでいいですね。今計画しているのは。

平口委員。

○5番（平口朋彦君）

予定としてはそうですが、皆様にお示しいただいて、皆様から、さまざまご指摘があると思います。そのご指摘で、ご指摘を受けて、もしこの条例案に重大な瑕疵があるのであれば、もう一度もまないといけませんし、そのご指摘が皆様のここでのご同意のもと、語句を、一文を変えるというレベルのものであれば、それをご同意のもと直させていただいて、法令審査会にかけて、9月に提出できればなと思っております。

○議長（太田佳晴君）

今、平口座長のほうからお話ありましたとおり、現在、9月議会へ議員発議で上程できればということで、一つの目標を掲げて行っております。そういったことで、きょう、この全員協議会の中で、いろいろな質問、または指摘をしていただいて、調整後、9月議会へ持っていけるようなことで、皆さんに確認できれば、その方向で進んでいきたいと思ひますので、それを踏まえた中で、質問、また意見等をお願いします。

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

ちらっと見ただけですから、まだ熟読していないですからあれなんですけれども、3点ほど確認をさせてください。

まず1点目ですけれども、この第4条の表ですけれども、減額率を定めておりますけど、ここ、あえて90日を超え180日以下、180日を超え365日以下というような表現をしてありますけれども、90日を超えるということは、91日以上ということですね。それでいいですね。あえて、そういうふうな形で表現しているんですね。

それと、あと、附則の経過措置の中で、この条例の施行の日の前日から90日までの間ということで欠席した場合、この施行日より前から休暇をとっている場合については、経過措置として、施行の日から起算するという事になっておりますけれども、この条例の施行の日の前日ということで、あえて前日に限定しておりますけれども、これ、前日に限定しちゃうんですね。もう施行日の前日ということで。その前々日はどうなるんですか。前々々日はどうなるんですか。前々々日でも施行の日から起算するという事になれば、あえてここで施行の日の前日というふうに、限定する必要はないと思うんですけれども。私の解釈が違っていけばあれなんですけど。

ちょっとそこら辺の確認と、最後もう1点。これはおそらく、ほかの市あるいは団体のものを参考にしながらつくられているとは思いますが、牧之原市として、この条項は特徴がありますよ、このものはほかの市にはありませんよといった部分があれば、教えてください。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

お答えをさせていただきます。まず1点目、表についてのご質問をいただきました。この表に関しましても、90日を超えということなので、実際、計算されるのは91日からになります。また、蛇足ですが、90日、180日、365日というふうに区切ったのは、他市町の条例を、この報告書の5ページにもあるんですが、他市町の条例の中で参考とした市、茨城県取手市等、4市の条例を参考にさせていただきました、この区分を区切りました。

また、2番目の経過措置に関してなんですが、今のご指摘について、確かにそうなのかもしれないというふうに、今思いました。ちょっとこれに関しましては、今ぱっと思いに、前日までの日からというふうにすれば話はとおるのかなと思いましたが、ここの経過措置をこの文章にしたのは、他市町の文を参照にしたので、ここを前日からという、ピンポイントで一日にしたのは何だったかを、ちょっと今、すらすらと答えられない部分がございます。

意図とするものは、今、大井議員のご指摘のあったように、その前日だけではなく、前々日から90日が続く場合がありますので、そういった意図を踏まえて、なおかつこの前日からというふうになっているのは、他市町の条例を見ながら、これが法制上こういう形の表現が好ましくてこういうふうにしたのか、いやいや、もうそもそも、認識の齟齬でこういう表現になってしまった

のかは、ちょっと今、すっとお答えができないので、どういう形なのか、ちょっと調査をさせてください。

三つ目は、この牧之原市の特徴は、ほかの市町でも同様にある特徴でもあるんですが、ないところもあります。女性の参画ですね。女性の政治参画というものを促すために、適用除外条文をつくってございます。第6条ですね。第6条で、こういった女性の妊娠等は、決して罰則的に減額されるべきものではないということをやったものが、この牧之原市の条例の特色になるかと思えます。

○議長（太田佳晴君）

経過措置については、また調査ということで、報告させていただきます。

ほかにありますか。

植田議員。

○9番（植田博巳君）

今、解説とかいろいろ説明を受けたんだけど、実際、この資料2、検討経過及び報告、これをまだ見てないので現実的に解説とかで質問したいところもあるんだけど、実際、これを見れば解決するものもあると思うので、この中身を報告してもらおうか、それともちょっと勉強させてもらって、1回見ないと、ちょっと質問してもここに書いてありますということもあると思うので、ちょっとこれ見させてもらってからでないと、ということです。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

ご指摘いただいたとおりで、当初、かなりの日数と時間をかけて検討して、形としてはこういうふうなペーパーで3ページ分の条例ではあるんですが、ここに至るまで、さまざま検討してまいりました。この資料2を使って、今までの検討経緯全てを報告したほうが、皆様によりご理解いただけるのではないかというご意見もありました。ただ、皆様公私ともに忙しい中で、お時間を割いて、1から10まで説明をするよりも、わからない、不明な点をご質問いただいたときの解説文にしたほうがいいんじゃないかという意見があって、今回、こういうふうにさせていただきましたが、今、植田博巳議員からの申し出のとおり、皆様にこれを、よくよく熟読していただいてから、またご指摘いただくというのも、一つありだと思います。ここでご質問いただければ、これをもとに、いろいろとお答えをするつもりでもおりました。

そのあたりは、お諮りをしながらと思います。

○議長（太田佳晴君）

村田議員。

○10番（村田博英君）

同じことなんですけど、これ、なかなか持って帰って読めといっても、なかなか大変だと思うので、よく、条例改定のときに、現状、それから改定後というふうに説明がありますけど、それ

ふうにしてもらおうとありがたいなと思いますけど。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

これは、改正ではなくて、条例の新設ですので、牧之原市で当局から出てくる条例でも、改正のときは改正前、改正後がありますし、新設のときは、条文と解説文とありますので、それが先ほどごらんいただいた資料3になります。

○議長（太田佳晴君）

村田議員。

○10番（村田博英君）

だけど、何とか市のもんを持ってきたりしているわけでしょう。だから、全く新しいものといえば、さっき大井議員が聞いた、特色あるものほどこだということであつたけど、全く新しいというのはないはずだと思うんですよ。だから、これほどここのというふうになれば、理解しやすいんですよ。

全く新しいのといつたら、これを、焼津市のあれか、離牧届、これは何か、よく見ると、これ出しても余り意味ないなというふうなものなので、これはいらなかなと思うんだけど、それぐらいにわかりやすくなれば、指摘というか、改善の話ができると思うんですけどね。

このままだと、はいわかりましたみたいになっちゃうと、いかんかなと思いますから、申し上げました。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

ありがとうございます。決して、こういう資料を何枚も皆様にお配りして物量作戦で押し切ろうとは全く思っていないので、皆様から細々ご指摘をいただく中で、お答えしつつ、ご理解をいただき、ご同意をいただいて、立案をしたいというふうに、そういう意向でしております。

今、ご提案のありました、例えば、参考としました他市町の条例というものは、きっちりこちらで二次資料としてありますので、そういったものをお配りすることも可能でございます。その資料から、この条文は引っ張ってきましたというものはきっちりありますので、もちろんそれ、そっくりそのまま写してはいないです。我が市に沿うように、語句は調整してありますが、その元ネタになるようなものはございますので、その元ネタを皆様に、後日になりますが、お配りすることは可能です。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問は。

吉田議員。

○ 4 番（吉田富士雄君）

7、8、9、10と、そこら辺のことなんですけど、自分たち市議会議員であって、市民の代表であって、逮捕と書いてあるんですが、最終的に無罪になっても、無罪だ有罪だって、判決するまでに、常識で考えたら、逮捕ということは、それだけの要因があって逮捕されるものなので、普通でいったら、議員をまた出てきて続けることはできないので、逮捕されたら、もうその後、無罪になろうが、有罪だろうが、その条例、このところら辺のこともちょっと、検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○ 5 番（平口朋彦君）

今のご指摘なんですけど、例えば具体的にご説明をさせていただきたいんですけど、東京等に旅行に行きますよね。私、必ず東京で山手線に乗るときは、絶対につり革は両手で持ちます。両方を挙げて持ちます。片手、絶対下ろさないです。何でかと言うと、示談金目的で、最近は痴漢冤罪というものがあります。手を下ろしていると、触ってもいないのに、あんたさわったでしょう。騒げば社会的に窮地に陥るので、示談金を払うから警察に言わないでくれと言って、その場で5万円とか10万円とかお小遣いをあげて、ことを収めるという事件が、都会ではあります。

そういったことって、あると思うんですね。全く無罪なのにもかかわらず、痴漢冤罪ということはあり得て、ですが、それを、私は絶対痴漢していないよと言われたら、逮捕勾留はされる可能性があるんですね。それでも議員を辞めないといけないというのは、当てはまらないと思うんですよ。そういったことというのが、今の本当すごい、ピンポイントな具体例ですけど、そういったことって、往々にしてあって、巨額の贈収賄の疑いがあると言って警察に取り調べを受ける場合もありますよね。ただ、全く贈収賄の痕跡もない場合もあるわけですよ。それでも、疑われたら議員を辞めるとおかしな話であると思いますし、無罪であれば、ちゃんと皆さんに選んでいただいた代表としての仕事というのに復帰すべきだと、私は思います。

○議長（太田佳晴君）

吉田議員。

○ 4 番（吉田富士雄君）

それも一理あるかもしれないけど、社会的に逮捕されるということは、もう議員さんは新聞にも載るし、広報的に誰から見ても、何その議員はって批判されるのは当然であって、今言うように、たまたまそういうようにされる人もあるかもしれないけど、そういうふうに、刑事事件になるようなことをすれば、もう無罪であって辞めていくような、自分に見れば、もう辞めていくそんなふうで考えていますので、そこら辺、いろいろ検討してください。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

ご指摘いただいて申しわけありませんが、検討はしません。冤罪ということがあり得る可能性があるのですが、逮捕されても冤罪は確実に現実問題あるわけではないですか。そういうことがあって、もし、それを検討して、無罪でも逮捕されたら議員は辞するからこれは必要ないよと言い切っちゃうのは、余りにも法治国家の形としてあり得ない話です。逮捕されようが、無罪であれば、議員として、また職責を遂げられるようにしておくべきであると思います。

そういった意味から、今のご指摘は、申しわけありませんが、検討はできかねます。

○議長（太田佳晴君）

吉田議員。

○4番（吉田富士雄君）

平口議員に言っているじゃありません。皆して、そこを検討してくださいということを言っているんです。あなたに言っているんじゃないじゃありません。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

そういった意味では、今の私の説明も含めて、吉田議員のおっしゃったことを皆さんでもんでいただければと思います。

すみません。失礼しました。

○議長（太田佳晴君）

ほかにありますか。

一つきょう、なかなかのボリュームの資料を出していただいて、これをつくるのも大変だったと思います。

それと、やはり、最初話させてもらったとおり、これからの我々議会の大事なことが監視機能プラス政策立案という、これを求められている中で、こういった実績を積むことが、市民に対する、理解してもらって一番大事なことだと思いますので、きょう確認しておきたいのは、この細かい部分は持ち帰って精査しないとわからないということですが、趣旨は皆さん理解してもらったと思います。議員として、自分たちの立場をしっかりとさせるという、そのためにみずから条例をつくり、課すという、その部分において、こういった趣旨の条例を牧之原市議会として議員発議で定めていく方向は確認をしておきたいんですけれども、それについてはよろしいですか。内容については、皆さんこれからご意見をもらいながら、ワーキンググループのほうで再調整していく。これはよろしいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、また近いうちに機会をつくらせてもらって、この件については、質問等を受けつけさせてもらいますので、その間にまた、自宅のほうでよく見てきてもらいたいと思います。

4 協議事項 （2） 報酬及び定数・政務活動費についての検討（第3回）

○議長（太田佳晴君）

次に、（2）の報酬及び定数・政務活動費についての検討の第3回を行いたいと思います。

資料3までの報酬及び定数・政務活動費についての検討（第3回）という資料が、よろしいですか。

これに基づいて進めていきたいと思います。1番が前回までの検討状況の確認ですけれども、前回、5月17日、前回の全員協議会で報酬について協議をさせていただきました。その中で、市長の活動時間と議員の活動時間を比較した結果、標準報酬額として、36万6,687円、この数字を一つの試算式をつくらせてもらって、はじき出しました。

これについて、今後、これをベースとして考えるということで、方向性を出させていただきました。

もう1点、報酬審議会への諮問ということで提案もされましたけれども、最終的な議員報酬が算定された段階で諮問することが妥当ではないかと、このような意見がありました。

全体的なまとめとしましては、次回以降、きょう定数ですけれども、あと政務活動費、この3点を検討し、それぞれの結論が出た段階で、この3者を検討して、比較調整して、議会としての方向性を出していくと、このような形で確認をさせていただきました。

これについてはよろしいですか。このようなことで。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、今から具体的な定数についての協議をしていきたいと思いますが、協議の前に、現在の定数に至るまでの変遷等を、少し皆さんに理解してもらった中で、具体的な協議に入っていきたいと思います。

2番の、現在の定数に至るまでの変遷ということで示してあります。牧之原市になりましたからですけれども、合併前に、相良町、榛原町、旧町で16名ずつ、32名の議員がおりました。これが平成17年10月に合併したわけなんですけれども、このときに、合併協議会のほうで、新市牧之原市の定数は22名ということで、在任特例を適用せずに、新しい22名という定数の中で議員選挙が行われ、22名の議員が誕生しました。

4年後の、平成21年10月に牧之原市第2回の選挙を迎えるに当たりまして、当時、かなり市民から定数削減というものに対する、かなり厳しいご意見が出ておりました。それを踏まえて、牧之原市議会でも、22名の定数をどのようにするかということで、かなり議論が行われました。

それで、特別委員会も当時できたんですけれども、平成20年12月議会にて、議員定数を22から

3名削減して、19名とする条例が、一旦は可決をしました。しかし、19名では減員が少ないということで、なお定数を削減すべきということで、具体的に請願が提出をされました。その請願が出されて、それをもって19名で一旦は条例まで可決して決まったものを、なお、議会みずから17名ということで削減をして決定をしました。

そういったことで、一旦は請願が提出されておりましたけれども、なお2名を減員したということで、その辺の評価もあり、請願者からは請願の取り下げの申し出書が提出されて、21年の選挙では、22名から、なお減額しまして、17名ということで選挙を行いました。

それでまた、4年後になりますけれども、10月の選挙では、17名から、なお議会内から、みずから自発的にもう1名削減ということで16名まで減員をしまして、現在の16名ということで、定数が成り立っております。これはちょうど、合併前の32からちょうど半分の16名ということでございます。

ちょっと調べてみたんですけれども、一体議員ってどれくらい、かつて旧町自体にはいたのかということで調べてみたら、それぞれ、榛原、相良町の施行時に30人、それぞれおりました。それが昭和34年には、榛原町が20人となり、相良町は昭和35年から26人、合計で46人でございます。

昭和54年には、榛原町が18人、昭和38年には相良町が22名、これでもやはり40名。

平成11年からは、榛原町のほうで、先行して16名になっております。相良町でも、昭和50年は18人。

相良町のほうが少しずつ減らしてきておりますけれども、18人、17人、16人と辿りまして、合併を迎えたわけなんですけれども、これを見てみますと、非常にやはり、議員というのが、以前はその地区の名誉職的な色合いが強くて、旧榛原町、相良町にしても、各地区で、ある程度町会議員というのがあるような形で議員というものが存在していたように思います。

そういったことから今、人数だけを見てもわかるように、全く議会の議員というものの質が変わったんじゃないかなと、そんなふうに考えますので、こういったことを踏まえて協議のほうに入っていただきたいと思います。

それと、次に、ワーキンググループ3の方向性をまず確認しておいてもらいたいですけれども、1枚資料として、ワーキンググループ3のまとめということであります。

これについては、最終的には、現在の議員定数が最低限との認識が多いが、議員定数の妥当な人数を求めてから定数を定めるべきとの意見もあった。このような形でワーキンググループ3の意見はまとまっております。

具体的には、やはり、議員定数の妥当な人数、この辺、なかなかこの根拠が難しいということで、きょうもいろいろ資料をそろえさせていただいたんですけれども、やはり、資料を考えている中で、やはりその根拠というのは、数字をもとに議員が考えていかなければ、算式があるわけではないものですから、先ほどの過去の定数も踏まえて、これから説明させてもらういろいろな数字もありますけれども、それを皆さんがしっかり受けとめていただいて、それを根拠として、

それぞれの議員でどうあるべきかということを考えていただきたいなど、そんなふうに思います。

ワーキンググループ3の、相対的には、もうかなりぎりぎりのところまで人数はきているというのは一致した意見だったように思います。そういったことを踏まえて考えていってほしいと思います。

それと4番の、議会基本条例に基づく定数の根拠ということで、我々議会が、なぜみずかから議員定数を決めなければならないかという根拠が議会基本条例の中で定められております。資料2ですけれども、議員定数第13条の中に、議員の定数は、こういった要素の中で議会が決めていくというようなことで定められておりますので、これはやはり、自分たちでしっかり数を定めるしかないと思います。

そういったことで、この議会基本条例の中にうたってあります、人口、面積、類似地の議員定数ということなんですけれども、これについては、資料3番を見ていただきたいと思います。これは県下ですけれども、人口はそれぞれ、政令市である静岡市、浜松市は突出しておりますけれども、以下、沼津市から一番下の牧之原市まで、県下23市が人口を確認できるかと思えます。

議会基本条例に定められておりますので、面積ということも参考に入れさせてもらっております。その市の全体の面積、また、その面積を議員一人あたり、どれだけの面積割があるかという、これも一番右に数字として示されております。

それと、一つ、これは大事なことだと思うんですけれども、常任委員会の数というのがございます。これを23市、全部調べてもらいました。そういったところが、一つの傾向が出てまいりました。

例えば、静岡市、浜松市、この辺は常任委員会が、静岡市が6、浜松市が5あります。これを定数で割り返してみますと、静岡市は1常任委員会8人、浜松市は9人と。現在、うちの常任委員会は二つで、一つの常任委員会あたり8人ということになっております。沼津市あたりが4で、これでも7名。大体、1常任委員会あたりこんな数字になっております。

3委員会があるところは、やはり7人ぐらいで定数もその3倍の20人ちょっと出るということで、これから割り出したうちの16名で、常任委員会が二つ、1委員会が8人というのは、県下のほかの市を比較したときも、やはり傾向的にはこのような形になっております。

それと、ここで考えなければいけないのは、例えば、静岡市、浜松市、常任委員会の数が6と5。かなり多いです。一つの常任委員会に係る所管の部の数というのも、やはり小さい市というのは、どうしてもかかる負担が大きいというのも事実です。今、うちは二つですので、所管の部署を二つの委員会で分けております。

例えば、静岡市、浜松市は、所管を6、5で分けて、なおかつそこに所属する委員の数も、8人、9人というようなことで、かなりやはり、小さい市というのは、そういったことでも、いろいろな部分で守備範囲が広いということも、一つの、この数字から浮かび上がってくるんじゃないかなと、そんなふうに思いました。

こういったことを踏まえた中で、これから4番で具体的な協議をとということになりますけれど

も、5番ですけれども、いろんな意見をいただきたいと思います。

それで、5番の具体的な定数の議論ということに入りたいと思いますけれども、やっぱり、ここに少し書かせてもらったんですけれども、大事なことは、今後牧之原市議会として、どのような議会活動をするのか。そのために議員が何名必要であるか。これについて、ただいまからのご意見いただく中で、合意形成を図って、それをもって市民の皆さんに理解を求めていくというようなことで、ぜひお願いしたいなと思います。

やはり、今、委員会の説明もさせてもらいましたけれども、やはり議会としてどんな活動をしていくか、これを基本に考えていただきたいなと思います。

なかなか、根拠とすべきいろんな資料があります。それと、やはりそれぞれ、16名の議員、いろいろ地域事情もあるかと思えます。そういったことを考えて、将来の牧之原市議会のどんな形であるべきかということを考え、ご意見をいただきたいと思いますので、具体的な定数をどうすべきか、16名を、もう現状ぎりぎりだ、またはふやすべきだ、減らすべきだというような、報酬との兼ね合いも当然あることは間違いないと思います。ただ、最初から言うように、基本的にそこは分けて、まずは考えていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、ご意見をお願いします。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

この、いただいた資料全て大前提として発言するので、今まで出てきた意見をあえて言う必要はないと思うんですが、ただ、一般的な認識として、議員が税金で賄われている以上、どこまで減らしても批判的な意見というものは、絶対にゼロにはならないと思います。

そういった意味では、批判的な意見を真に受けて、減らせ減らせというふうに言われて、はいそうですというのは、そういうふうにはいかないよというのが、今回配付されている、この資料1、2、3だとは思いますが、一方で、16人、多いか少ないかは別として、市民皆さんから、16人であるだけの、市議会議員16人必要だというだけの活動が見えてきていないよというのが本音だと思うんですね。

感情的な批判に対して、論理的に、やはり応戦と言ったらおかしいですが、説明をしていくのであれば、現在16人で活動している、委員会は最低限7人から8人ぐらいが必要だという、その制度上の問題もあるんですが、もう一方の視点として、16人が議員としてることによって、これだけの成果が上がっていますというものをもってしないと、感情的な批判には到底太刀打ちができないと思うんですね。

そういった意味で、一旦下げてしまうと、なかなか上げることもできません。それなので、下げるということには慎重にならないといけないとは思いますが、現状、議会が本当に議会議員としての各々の仕事、活動量ですね。活動量、目に見えて議場での活動もそうですし、日々の政務もそうなんですが、そういったものが、定数削減の批判に晒されても、凛として厳しく自分を律して、こういうふうにやっていますという成果がない以上、下げるということはやっぱり考え

ていかなければならないのかなと思います。

一般質問だけを例にとるのもいかがかとは思いますが、私、この話が出てきたときに、過去4年間の一般質問の登壇数の平均を出したんですね。そうしたら8を切っていたんですよ。そうしたら、議長、副議長、監査委員も入れて、きりのいいところで8プラス3で11人でいいじゃないかって。平均8人しか一般質問していないんだったら、それに役職あわせて11人でいいんじゃないかという理屈も、強引に成り立ちちゃうんですね。それに関して、我々議会がそういうふうに言われたときには、反論ができないんですよ。

島田市議会さんは、この間の定例会でもそうなんですけれども、8割ぐらいの方が登壇されて、8割、9割ぐらい登壇されているんですよ。そういった議会であれば、確かに各々の議員が一生懸命職責を果たして発言もしているし、協議もされている。それだったら16人頑張ってもらおうかという、応援というか、そういう声も上がってくると思うんですが、今の状態だと議会の活動が見えないよ。議会報告会一生懸命やってくれているけど、議員各々の活動が見えないよというふうに言われても仕方ないと思います。

そういった意味では、議場内での議員活動というのも考慮して議員定数を論じるのも、一つ、切り口としてはありかなと思います。

○議長（太田佳晴君）

今、平口議員から発言もらいましたけれども、これ、大事なことなので、一人ずつ、考え方を言っていてもらいたいと思うんですけど、よろしいですか。

大石議員のほうから。

まずは、先ほど言ったように、現状維持か、定数を上げるのか、下げるのかとかね、その辺でもいいし、具体的な数字、今、平口議員から具体的な数字も示されましたけど、ご意見を。

○14番（大石和央君）

いろいろな見方があるからね、一概にどうのこうのって、今の段階で聞かれても答えようがないんですよ。

○議長（太田佳晴君）

ただ、方向を出していかないといけないという、今のところなので、そこは。

○14番（大石和央君）

だから、どこの視点に立ってみるかによって、この定数に関してはやっぱり、それぞれ結論が変わってくると思うんです。だから、今言われたように、平口議員から言われたような観点からすれば、減らすということになるんですよ。どうしても。

しかしながら、それでいいのかと。多様な市民の声を議会に反映させて、そして市の仕事をチェックしながら、また、政策提言をしていくという中で、果たして減らしてもいいのかというこの一方の意見も出てくるわけですから、その中でどうなのかというのは、最終的に、個々の意見と今言われたけれども、これは少し慎重にならざるを得ないというふうに思います。

○議長（太田佳晴君）

当然だと思います。ただ、私の思いとすると、確かに今、平口議員は今という切り口で発言してもらいましたけれども、やはり大事なことは、今も当然状況というのは大事なことは間違いありませんけど、またその次という、そのときに牧之原市議会を、今の16人がどういう判断を持って描いていくかという、そういった中で定数がどうあるべきだということでない、なかなかこの議論をまとめていくというのは難しいと思うんです。

今、大石議員も言われましたけど、当然それも一理あると思います。

でも、そのために、少なくとも自分は、まずは議会としての成果をしっかりと示せるような形の中で定数、報酬、政務活動費、これを市民に示していくということで考えてきたつもりです。

そういったことで、先ほど議員発議の条例の政策立案推進部会で取り組んでもらっている、これもやはり大きな一つの成果だと思っています。だから、こういったことが、やはり牧之原市議会として目指しているし、実際に成果として上がっているということで、それは今の議会の皆さんが取り組んでくれている成果なので、それを広げていくためにということで、ぜひとも考えてもらいたいなと思います。

今だけを考えると、どうしても消極的な意見にもなりがちですけれども、そういったことで、ご意見をいただければと思いますけれども、お願いいたします。

中野議員。

○13番（中野康子君）

16人という、本当に根拠というのは非常に難しいんですけれども、我が牧之原市は、とにかく一部事務組合の議会のほうもかなりありますし、他市町との中での協議ということが多々あるので、私は常任委員会が8人で、ぎりぎりの中で今、やっていっているというふうに感じていますので、定数はこのままで進めていっていただきたいというふうに、今のところ考えております。

○議長（太田佳晴君）

澤田議員。

○12番（澤田隆弘君）

私も、定数16人で、何でいけないのかなと思います。やっぱり、これからも議会として成果を出していけば、16人でいいんじゃないか、理解してくれるんじゃないかと思っております。

○議長（太田佳晴君）

良知議員。

○11番（良知義廣君）

非常に難しい問題だと思っています。端的に言えば、16人の根拠が、結局それまでは、私個人的な考えですけれども、良き時代の流れで、時代の流れで定数というのが最初決まって、それでだんだん、だんだん減少するなり、ある時期はふえたかもわかりませんが、そういった流れできているんじゃないかと。そして、世の中の情勢が変わってきたというのは、平成の大合併がありました。何で平成の大合併をやらざるを得なかったのかという部分にも起因をするん

ですけれども、これからどうするかということになったときに、私はこの牧之原市の10年、20年先、これは市が独自推計をしている人口の部分があるんですけれども、人口減少、少子高齢化、それから経済の発展の中において、牧之原市というのは基幹産業が農業。その農業が衰退をしてくているということになりますと、結局人口と財政力がどうなっていくとなったときと合わせて、申しわけないんですけれども、議員としての資質というのはどんななんだという部分も含めて、私は減員をせざるを得ないのかな、その枠はともかくとしまして、私自身は、そんな考えを持っています。

○議長（太田佳晴君）

村田議員。

○10番（村田博英君）

差し迫って、選挙の際に手を挙げる人がいないと。選挙にならない状態が近辺で起きているんですね。それは、なぜかということなんです、さまざまな理由があって、なかなか難しいとは思いますが、現状そういうことの中で、定数のいや応なく、減ってくるというか考えざるを得なくなってくるんだと思うんですね。

ことしの出生人数が300人を切っているという、子供の数を聞いて僕は愕然としたんですけど、学校が成り立っていかなくなりますよね、あと5年たつと。小学校1年生、牧之原市300人しかないわけですから。260人ぐらいかな。そういうことを考えますと、議会も変えていかなきゃいかんかなと。ただ、他市町の比較とか過去のあれとかじゃなくて、報酬は他市町とよく比較するんだけど、定員は余りしたくないというか。

だから、減少傾向にあるのは間違いないので、これは嫌なんだけど、しょうがないよね。考えていかなきゃいけない話ですね。だから、考えているんだけど、減少ということですよ。

○議長（太田佳晴君）

植田議員。

○9番（植田博巳君）

私は、この定数の方向性についての中で、ワーキング3ということで意見を出して、この中にも入っているんですけれども、今の16人の根拠がないという中で、きょう、資料を一番最後に議員定数の状況というのを資料3で示していただいたんですけれども、これでいくと、数の決定には委員会の数が、2の委員会があって、7名から8名が最低限必要だよという話の中で出てきているのかなと思うんです。そうすると、この中でいくと、委員会の2で7名でやっているところもある。現状、それでできているという状況と、あと、県内10万人未満の平均の議員一人あたりの人口、あるいは面積等を、やはり根拠をつけていくしかないのかなと思います。

これはなぜかという、先ほど議長のほうから言われたように、議員活動を活発化して、それを見える化するとしても、本当にそれが16人なのか、20人なのかという根拠は見出せないと思うんですね。そういう努力をしているんだから、今の数字16人でいいですよというための方策なのか、それとも、それが20人にしないといけないのかという、数にはちょっと導いてこれられないの

かなと思いますので、やはりこれは、委員会活動ができる数、それから面積とか、基本条例のこれですか。議員定数の第13条にある、この項目をある程度重視して、機械的にも算定する方向でいかないと、根拠性は持たないのかなと、私は考えています。

○議長（太田佳晴君）

名波議員。

○8番（名波喜久君）

余り人数を減らしていくのもどうかとは思いますが、一つ考えられるのは、結果的にいろいろな採決があったりした場合に、奇数でいると議長がそこに一人いて、偶数でやらないと、進行上、進みにくい面があるんじゃないかと。よその県でもあったけれども、奇数でいて、採決のとき同数の場合もあるということで、だから議員定数にしては、偶数の数字を持ってくる。今16人だから、もし減らすとしたら14人。そういう格好にしなければ、結果的に最後の採決関係でも問題が起きることもあるかもしれないと、そういうことも考えました。

それから、余り少なくなっちゃってくると、今度はそうすると、いろいろな判断のところ、いろいろな意見が聞けないと、判断が聞けないという状況もあるものですから、その辺は慎重に考えていかないといけないということで、結果的には偶数の人数が必要じゃないかと、そういうふうに思います。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

私は、このいろいろな資料を見てみて感じたことは、大体この市の規模、あるいは人口等々を鑑みると、大体今の16人というのは、妥当な数字かなというふうに、はっきりした根拠を示しているわけではないんですけれども、こうした資料で判断すれば、大体16人が今の牧之原市の議会の数かなというふうに思っています。

ただ、市民の皆さんに市議会の議員定数ってどう思いますと言えば、大体、100%多いという答えが返ってくると思うんです。だけど、それを、そうならないために、やっぱり、北川先生じゃないんですけれども、議員活動、あるいは議会活動はしっかりしているけれども、議員活動がいまいちだということも言われましたけれども、そうした活動を、これからより活発にしていって、議員の皆さんから、まあまあ16人ぐらいでいいんじゃないかと言われるような形に持っていくというのが、私たちの責任かなというふうに思っています。

○議長（太田佳晴君）

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

結論から私の意見を言うと、議員定数はこれで、16名ということで思っております。

先日来の議会報告会、あれにも議員の活動が見えないとか、そういったご意見あるし、実際、市内の市民と話しても、議員数が多いじゃないか、減らせとかいう意見はあるんですよね。でも、

議員定数を減らすというのは議会の自殺行為だと思うんですよね。一定の、これ、言っていないかどうかあれなんですけれども、いかに多くの市民の声を聞いて議会に反映するかというのが、私たちの声なんですけれども、やはり議員定数は、合併以来、6人減っているんですよね。この間だって、人口6,000人ぐらい減っていますから、大体それに応じた形にはなっていると思うんですけれども、やはり、もちろん私たちのほうの議会の問題ももちろん見えないであるとか、そういったご指摘がありますから、もちろん私たちの今後改善を考える点は多くあるんですけれども、定数に関しては、そういうことで、やはり、議員の一定の数を保つというのは、私たちの地位を保つためのことじゃなくて、市民のことを考える意味で、一定の人数が必要だと思いますから、現定数で私は考えております。

○議長（太田佳晴君）

平口議員はいいね。

吉田議員。

○4番（吉田富士雄君）

せんだっての議会報告会でも、坂部のほうだったかな、定数のことを言っていました。それを今度の報告会の中にも、私もちよつと書いたんですが、せんだっての平口議員の一般質問にもありましたように、2・6・2ということも参考に入れて、2・6・2の下は私一人だと思っているかもしれないけど、そういうことで、定数は、そういう考え方もあるものだから、私は少し減らしてもいいんじゃないかなと考えています。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

原口議員。

○3番（原口康之君）

私も定数については、現在は16人ぐらいが妥当かと考えています。

その根拠は、全国平均で17.7、人口5万人未満という当市の中で、平均がそのぐらいあるということとか、静岡県内の他市町の状況を見ても、常任委員会のあれを考えると、7人か8人という、これはもう、どんなに小さい市でも、やっぱりそのぐらいは確保しているということを考えると、やっぱり、今の状況を考えると、16人ぐらいが妥当かと考えますが、これから、先ほど来出ているように、人口減少とか、牧之原市内でも地区というか、そういう地区編成とか、いろいろ学校区の問題とか、一部事務組合ですか、その辺を考えると、ある程度は今の人数が必要なのかなと。だけど、人口減少を考えると減らしていく方向も、その辺が人口との兼ね合いで、もう少し減らす必要も出てくるのかなと。これから。そんな感じです。

○議長（太田佳晴君）

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

まず、結論から申し上げますと、私は1から2は減らしてもいいのかなと思います。その理由

としては、私の周りの方は、議員定数を減らして報酬を上げろという方が非常に多いんですね。私が議員になる一つのきっかけ、理由にもなったところでもあります。

今のままでいくと年配の方ばかりの議員になってしまうので、やっぱり若手の議員が出てくるためには報酬を上げないと、なり手はいないぞということで、それがお前の役目でもあるということで、私も議員になったところなんですけれども、そういったことを考えている自分ありながら、ただ、こういった資料を見ていく中で、やっぱり他市町の状況だとか、議員活動を考えていくと、16人というのも妥当な数字なのかなと。

ただ、人口が減っていく中で、その中では、一人二人というものの人口に合わせた形で議員定数を減らしていくことも必要なのかなというのがあります。

なので、今現状でいえば、1人から2人というのは、私個人的には下げていく。ただ、それが今なのかどうなのかというのはわからないので、将来的なことを考えていくと、徐々に減らしていく必要があるのかなと思います。

○議長（太田佳晴君）

鈴木長馬議員。

○1番（鈴木長馬君）

私は、現状の16人という数字が、例えばそれを減らした場合に、まちの人の議員と、それから田舎というか、その議員と、非常に人員数に対してアンバランスが出てくるんじゃないかと思えますので、現状の16人という数字が妥当だと思います。

それから、市民の皆さんの要望に応えるのであれば、議員定数と議員報酬のことについては、分けるということを言われたんですけど、それを一緒に考えると、私としては、議員報酬も一緒の中に入れて、例えば議員報酬もそれでは下げるべきと、そういうふうな意見も出てくるんじゃないかなと思うものですから、その辺についても、一緒にやっていったほうがいいと思うんですけど。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

副議長、お願いします。

○15番（鈴木千津子君）

資料の3ページを見るとわかるんですけども、どの市町においても、常任委員会の人数がやっぱり少ないところで6人、多いところで8人。これは議員必携といいますが、自治法の基本の部分から、やはり1委員会は最低でも6、7人が望ましいという、そういう部分もあります。

確かに私、これまで自分が感じていても、それが最低の委員会のあり方かなというふうには、はっきり言いますと、賛成が3人、反対が3人。そうした中で、2人か3人の意見で今後の方向が決まっていく、そういったことを考えると、今の委員会の定数はぎりぎりの線にあると思っています。

そして、私たちが今、議員としてやっていること、この質疑の案件等は1,400から1,500あると

言われている中で、今後人口が減っていても、この市民が生活していく中での、赤ちゃんから高齢者に至るまでのそうした質疑の案件等の件数は減らないと思っています。

この今、現在16人いらっしゃるわけですが、皆さん方を見ていらしても、全てのことに100%答えられる議員はいない。そういったことから、いろんな立場のいろんな多様な意見が、今後はますます必要になってくるのではないかと。そういったこと等を考えると、やはり、この16人の今現在の定数ですが、これは妥当な線以外の何物でもないと、私は感じております。

簡単ですけど、以上です。

○議長（太田佳晴君）

今、全員のご意見を伺いましたけれども、本当に難しい問題だと思います。現状でという議員、また、減らさざるを得ない、この辺だと思います。ふやすという議員は当然いなかった。どちらかという方向性を出すしかないんですけれども、私の考え方を少し述べさせてもらいたいと思います。

根拠というのは、なかなか見出しづらい、それは当然ですけども、算式による根拠というのは、定数は厳しいと思います。報酬の場合は、算式による根拠というのを、一つの算式に当てはめて出したんですけども、定数はないんですけども、それは、最初言ったように、出された資料をもとに、どう判断するかということなんですけれども、私は十分今の16人というのは、根拠があると思っています。

なぜ根拠かという、議会基本条例にも定められている、類似市、これが近隣とか類似市、これが大きいと思います。それと面積、その辺を考えても、16人というのは、比較しても十分耐え得る。それで、何で16人が私は絶対的に根拠を持っているかという、合併前、32人、両町でいたのが、今、半分の16人になっています。半分、物すごい数字だと思うんです、この半分は。

それでなおかつ、最初にお話したように、19人で一旦は、この議会で決まったときに請願が出ました。それともう一つ、牧之原市の地区長会の会長名で申し入れ書が出ております。地区長会の会長ですよ。会長名で牧之原市議会議員定数検討特別委員会の委員長宛に出ております。

19人で決まったことに対して、異を唱えて、地区長会として区長さん、牧之原市の全員の区長さんの総意として出された意見が、15人か16人にしろと、こういう意見だったんです。だから、私は、そのときに17人まで下げました。19人から17人まで。それをもって、条例を制定して、そのときにも、先ほど請願も同時に出ていたんですけども、請願者も納得しました。17人で。

それよりも低い、やはり16人にする必要があったのは、次の4年後に、やはりそういう厳しい意見も耐え得るためには、もう少し議会みずから下げなければということで、そのときは自分も16人に率先して、すべきだという主張をしたんですけども、その16人がどれほど重いものかというのは、自分はそういうふうに考えております。

ですから、区長会の総意として出された数字に今なっている。それをまた、今、区長さんたちのほうから、もし言われても、絶対に、例えばこれで下げても、それに対して今度は必ず言ってきます。だから、それは先ほど来言うように、この議会がどういう仕事をしていくか、そんなに

簡単にすぐ、50のものが100になる、これは難しいです。50を60、70を80、90というふうにやっぱり、皆で協力して高めていくときに、やはり私は説得力、それが根拠になるんじゃないかなと思っておりますので、皆さんの総意でこれを決めていかないといけないんですけども、私は基本的には16人ということでもいいかなと。

あとは、全く触っていない報酬をしっかりと、半分になったそれなりの報酬を下げてなり手不足にしっかりと対応できるような議会をつくるのが大事かなと思っております。

おそらく、きょうの段階だと、皆さんまだ、考え方まとまり切らないと思いますので、きょうの皆さんの意見を参考にさせてもらって、どういう形でこれを、牧之原市議会の総意に持っていくかというのを、少し検討させてもらって、次の検討会で、皆さんにご意見を伺いたいと思いますので、また、それまでにしっかりと皆さんのご意見を参考にしながら、個々で考えをまとめていただきたいと思います。

それでは、この件に関してどうですか。よろしいですか。また次回のときに、よろしくお願ひします。

5 その他 (1) 静岡県後期高齢者医療広域連合組合議会議員選挙について

○議長（太田佳晴君）

次に、事務局のほうから、その他について、説明をお願いします。

事務局次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

(1) として、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてなんですけれども、資料が別紙ついております。今回、今現在、市議会議員のほうから、議員を出すところが4名の欠員が出ております。その中で補充で候補者を募ったところ、ここに書いてあります5人が手を挙げましたので、この5人の中から4人を選ぶということで、27日、本会議最終日の日程第1として選挙のほうを行わせていただきたいと思います。

選挙のことについては、以上になります。

それと、(2) で議員派遣について、これも最終日の日に本会議のほうでやらせていただきますけれども、今回三つ、東遠議員交流フォーラムが8月2日、県の市町議会議員研修会が8月9日、オフサイトセンターの視察のほうが8月16日とありますので、一応ここに出発の時間、まだおおよその時間になってしまいますけれども、三つとも書かせていただきました。あと、演題等決まっているものについても、記載のほうをさせていただきました。

あと、(3) として、今度7月の、来週の月曜日になるんですけれども、岐阜県の海津市議会のほうから、総務産業建設委員会の方たちが、対話による協働のまちづくりということで、こちらのほうにいらっしゃってください。

(4) としましては、右上のほうに置いてありますけれども、申し合わせ事項の中で、97ページと、98ページ、その中の97ページの(8)のところ、少し文章を削った部分が、ホームページ

ジに載せる様式が今までありましたけれども、その分、外させていただきましたので、そのところで差しかえが生じたので、すみませんが、差しかえのほうをお願いいたします。

8月2日の東遠議員交流フォーラムについては、ちょっと詳しいところをまた、いいですか、お願いしても、副議長に。

○議長（太田佳晴君）

東遠フォーラムについて、副議長のほうから細かい報告をお願いします。

○15番（鈴木千津子君）

東遠フォーラムですが、これまで毎年行っていることでして、西のほうの4市ということで、先ほど私報告させてもらいましたが、今回は8月2日、一応掛川市さんが当番となりまして、つま恋で行うことになりました。つま恋さんですので、7,000円ということで、ちょっと高いんですけれども、この7,000円がつま恋さんでは一番最低の金額だということで、ぜひ皆さんにお願いをしたいということでした。

金額のことにつきましては、今、議員互助会で皆さんの報酬から毎月いただいているわけですが、そのほうも金額的にもたまっておりますので、もし皆さんがよろしければ、この互助会のほうから一応出させていただきますということで、よろしいでしょうか。

そして、逆になりましたけど、内容等につきましては、ここに書いておりますけれども、「しずおか観光の魅力と多様化する観光ニーズ」ということで、県のほうの観光協会さんの方に来ていただいて講演を行っていただく。そして、その後ですけれども、4市連携によります、魅力ある東遠観光ルート、陸・意味・空を活かした今後に対しての観光ルートを、今後、発掘していこうということで、そうしたテーマをいただいております。これは、それぞれワークショップということで、皆さんのところにこういったお名前が行っております。今回、発表者と司会の方ということで、村田議員、植田議員、名波議員、そして濱崎議員ということで、その4名の方に一応お願いしました。

もう一つ、本来は宿題としまして、この内容と事前のシート、そうした内容等を考えてくるということで宿題をもらっているんですけど、これはまた、7月になって近くなったら皆さんに配付しますので、自分のグループにおいて、ちょっと考えたことを気にしていただいて、当日それを持ってきていただきたいなと思っております。

そういうことですので、金額は互助会のほうでよろしいでしょうか。皆さん賛同いただけましたら。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○15番（鈴木千津子君）

よろしいですね。そういうわけで、決定させていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの報告について、質問はありますか。いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

以上で、協議事項が全部終わりましたけれども、ここで1点少し、皆さんに確認だけしておきたいんですけども、実は、先ほど総務委員長のほうから報告がありましたけれども、20日に総務委員会に委員会付託されました、議案第31号「牧之原市さがら子生れ温泉会館条例の一部を改正する条例」、これについては総務委員会とすると、全会一致で否決ということになりました。よって、本会議場では総務委員長の報告は否決ということになります。

そして、討論は反対者から、総務委員長の報告に対して反対者からの討論になります。

よって、今回の条例に関しては、賛成者ということの反対討論から入るようになります。今現在の牧之原市議会の申し合わせからいきますと、討論は討論交互の原則を守ると。反対討論からということになるんですけども、現状だと、反対討論がなければ賛成討論もできないよというような申し合わせできました。

ただ、先ほど委員長のほうからも、総務委員会としての総意ということでお話があったんですけども、今回の総務委員会の否決については、今回出された条例の条文ということよりも、今までの条例の不備に対する反対の意思を委員会の総意で示すということで、これについては反対理由が少し明確になりにくい部分もあるので、しっかりと賛成討論の中で、委員長報告に対する賛成討論の中で、議場で示したいということで、申し合わせには反するようになるんですけども、反対討論を許してもらいたいと。

それについて調べたんですけども、法律上は大丈夫なんです。大丈夫なんですけど、ただ、そういった申し合わせがあるものですから、ここで議員の皆さんに確認しておいて、もし、反対討論が出れば、条例に賛成の方がいて、条例に反対討論と委員長報告に対して反対討論が出れば問題ないんですけども、これは当日の採決じゃないとわからないものですから、その場合に、そういったことで、皆さんに確認だけ取りたいと思うんですけど、よろしいですか。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

二つ、お聞きしたいことがあって、委員会での付託議案審査中に委員会全会一致で否決というふうになったわけですね。そのことを当然、我々は反対版の、反対版と言ったらおかしいけど、反対側の委員会としては、委員長報告でそれに至る経緯をお聞きできるわけですね。その委員長報告では、逆に言うと、委員会がそういう結論に至ったということ、説明し切らない、不十分であるからこそ討論の場を使いたいという意図であるのかということところが1点。

あとも1点は、法律上問題ないのも、私も存知上げています。ただ、申し合わせ事項として、こういうふうな形で今までは、牧之原市議会は運用してきたわけですね。今回に限っての特例措置なのか、今後は何としてでもこれは討論の場で自分の意見を述べたい、ほかの方々に自分の意見を参考にして議決に臨んでいただきたいという場合だったら、今後もそれは適用されてもいいのかなと思うんです。その議論の出発点として、今回だけの特例措置なのか、今後はそうい

うことも協議していきましようという出発点にするのか、どちらですか。

○議長（太田佳晴君）

今後についてで、まず最初にですけれども、少し議運の委員長とも確認をとらせてもらって、もし確認とれた場合は、この定例会が終わった後、議運のほうで今後についてはどういう形をとるかということで、それは諮らせてもらって、また全員で確認をとっていきようになると思います。申し合わせ事項をどうするかということです。

それと、委員長報告をもって反対理由をという、その部分ですけれども、それはどういった委員長報告になるかというのは、私もちょっと確認できないものですから、まず、今回議長のほうにあったのは、やはりその理由が、先ほど言ったように、理由が今回出された条例にということではなくて、今までの条例の不備に対してということで、少し当局側にもわかりづらい部分が生じる可能性があるんで、そこの理由をはっきりと、反対の理由も賛成討論の中で述べさせてもらいたいというようなことですから、委員長報告で100%というのは、少し難しい。

賛成討論というのは、本来は原案に対して反対か賛成かなんですけど、今回は、原案については全会一致で委員会のほうで否決になったんです。だから、それを本会議場では総務委員長は否決ということで報告します。原案に対して、委員長報告は否決です。否決に対して、最初に反対者からの討論を許す。ということは、ひっくり返る。最初のやつと。だから、言っているように、採決のときに、総務委員会は全て否決なんですけど、文教の方がどうなるかというのは、今の段階だとわかりません。それは当然。わからないので、もし、そうなったとき、賛成討論を出させてもらいたい。説明をしっかりと皆さんにわかるように、ということの確認です。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

出てきた議案に対して審議をしますよね。それはもう、議案外のことにしても含めて、包括的に、総括的に議員個人個人が判断をされて、ゴーかノーかを考えると思うんですね。そこで、議案の質疑に関して言えば、この条例外の質疑というのはできないとは思んですけど、これってでも、もとをただせばこうだねという、議案にまつわるその他の部分というのも、議論したりとか、意見を言ったり述べたりしていいよというのが、私、自由な議員間討議の部分だったと思うんですね。今回の条例、ぱっと見て、いいけど、今までのことを考えれば、遡及して考えれば、ひょっとしたら条例違反だったんじゃないのということを、その場では言っていると思うんですよ。自由な議員間討議の場ではね。そのことを委員長報告で、議員間討議ではこういう意見が出ましたということを盛り込めば、代替ができるのかなと私はぱっと思っちゃったんですけど、それ以上のものを討論で言いたいというのであれば、それが今回の特例というか、今回に限ってはそういうことにしたいというのは、委員長報告で、議員間討議で述べられたこと以上、さらに言いたいというのであれば、ありなのかなとも思います。

○議長（太田佳晴君）

もちろん、そういうことですよ。議員間討議の中で同じことを言うなら、別に委員長報告で

報告すればいいんですけども、今回は、先ほど来言うように、それ以上に今回出された条例の条文よりも、ほかの部分の瑕疵を委員会として指摘して、全体的な中でこうだという、討論のほうをしたいということだと思えます。だから、それを今回、議会全体として、しっかり、文教の方がどういう判断を示すかわからないんですけども、そういった状況になったときの確認だけしておきたい。

議長の判断とすると、許可したいと思っているんですけどね。

どうですか。

村田議員。

○10番（村田博英君）

要するに、反対討論、全員否決なので、賛成討論いらんではないか。否決に対する賛成という討論ですよ。委員長報告に対して賛成ですという。反対だよ、要は。

要は、言っているのは、委員長報告は否決ですと。それに対して、反対討論をやりますと。

○議長（太田佳晴君）

反対の人がいれば、反対、賛成でできるんですけど。

○10番（村田博英君）

だけど、今回はないわけだね。

○議長（太田佳晴君）

わかりません、それは。文教の方がね。

○10番（村田博英君）

いるかもしれない。

○議長（太田佳晴君）

だから、この場では確定できないので、そういった状況になったときの確認を皆さんに。特に文教の皆さんですけどね、それでよしとしてくれれば、それで。

そんなに難しくないと思うんですけど。

大井委員。

○7番（大井俊彦君）

当然、文教としては個々の議員にお任せします。

○議長（太田佳晴君）

どうですか。

いいですか、それでは。

これ、全ては採決がどうなるかということなので、本当に、果たして反対討論が出るか、出ないかが、はっきり今、この場では確定できないので、仮定の話で皆さんに確認をとるということなんですけど、そんなことでお願いいたします。

今定例会が終わってから、また議運のほうでしっかり、この点については議論をさせてもらうように、議運の委員長には申し入れします。

それともう1点ですけれども、7月1日から4日まで、中国の交流等促進事業の牧之原市日中文化交流団ということで、私と中野議員、村田議員、大井議員、鈴木長馬議員、この5人で参加してまいりますので、四日間不在となりますけれども、よろしくお願いいたします。

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

先ほどの議会広報の関係で報告漏れがありました。視察研修、7月18日、19日。長野県の諏訪市、それから中日新聞の名古屋本社へ行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

それでは、以上で議員全員協議会を終了します。お疲れさまでした。

〔午後 12時02分 閉会〕